

524  
193

東京市設市場要覽

東京市商工課



始



5  
19

大正十四年三月

# 東京市設市場要覽

東京市商工課

緒言

本市が市場を開設したる趣旨、沿革、現況等を明かにせんが爲め本書を草す。

本書は大正十一年三月發行せる「東京市設市市場要覽」を改訂増補したるものなり。

年度末匆忙の間、編纂したるものなるを以て遺漏重複の點なきを保せず。他日更に改訂増補する所あるべし。



々  
保寄贈本

東京市商工課



一、所在地 本郷區眞砂町三六（春日町電車交叉點側）  
 一、店鋪數 二十三  
 一、一日一店鋪平均賣上高（大正十三年）金壹百參拾五圓



（五〇六五）川右小話電） 場市町砂眞

一、開設年月日 大正八年八月一日  
 一、構造 木造平家建生子葺  
 一、建設費 貳萬百拾參圓

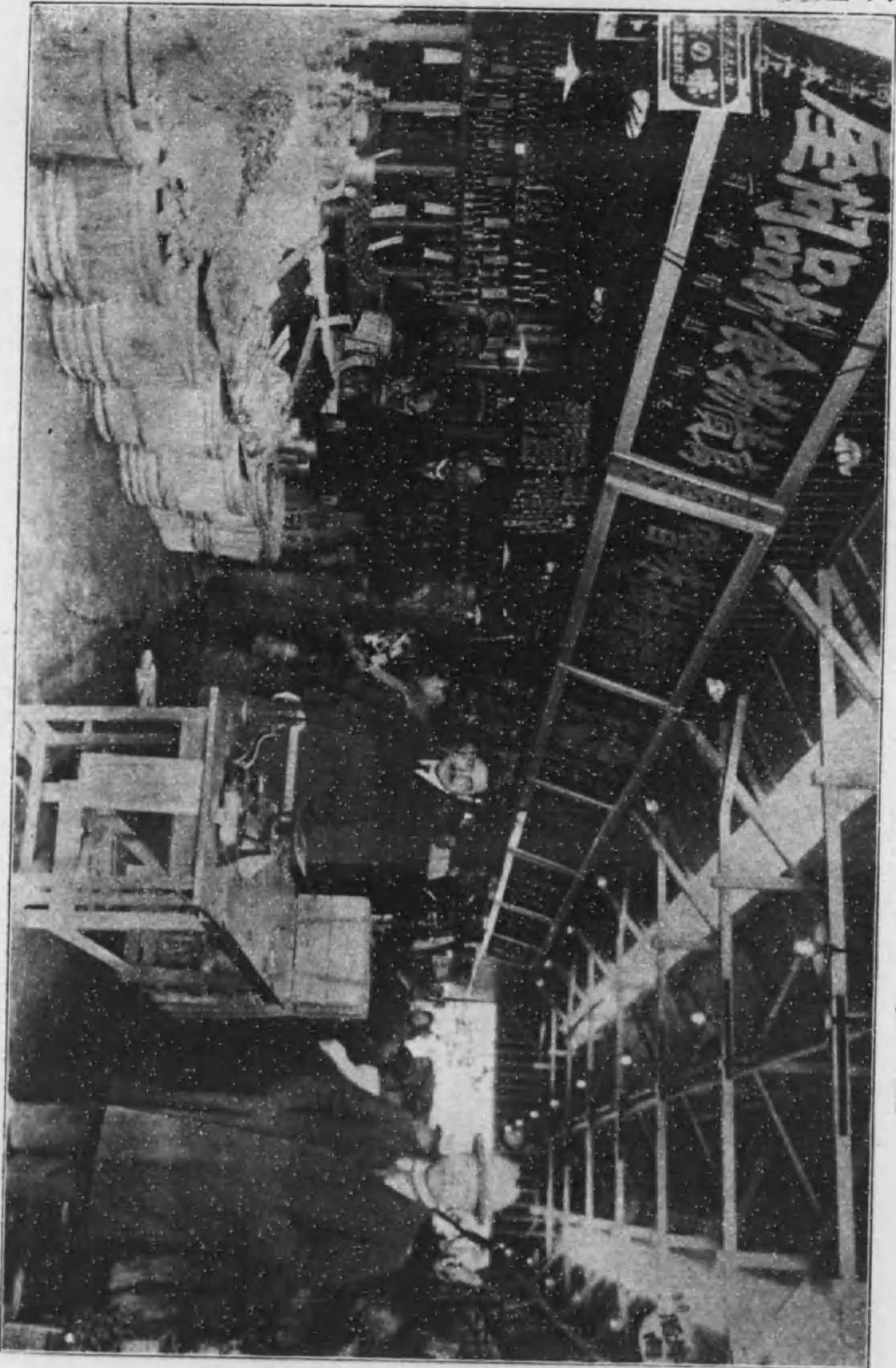
- 一、所在地 麻布區霞町一五（霞町電車交叉點側）
- 一、店鋪數 十四
- 一、一日一店鋪平均賣上高（大正十三年）金壹百五拾壹圓



霞町山場（電告山六五三三）

- 一、開設年月日 大正八年十二月十九日
- 一、構造 木造半家福永式リフト葺
- 一、建設費 九千八百七拾圓

- 一、開設年月日 大正十二年十二月二十六日
- 一、構造 木造平家建生子葺
- 一、建設費 五千五百拾五圓



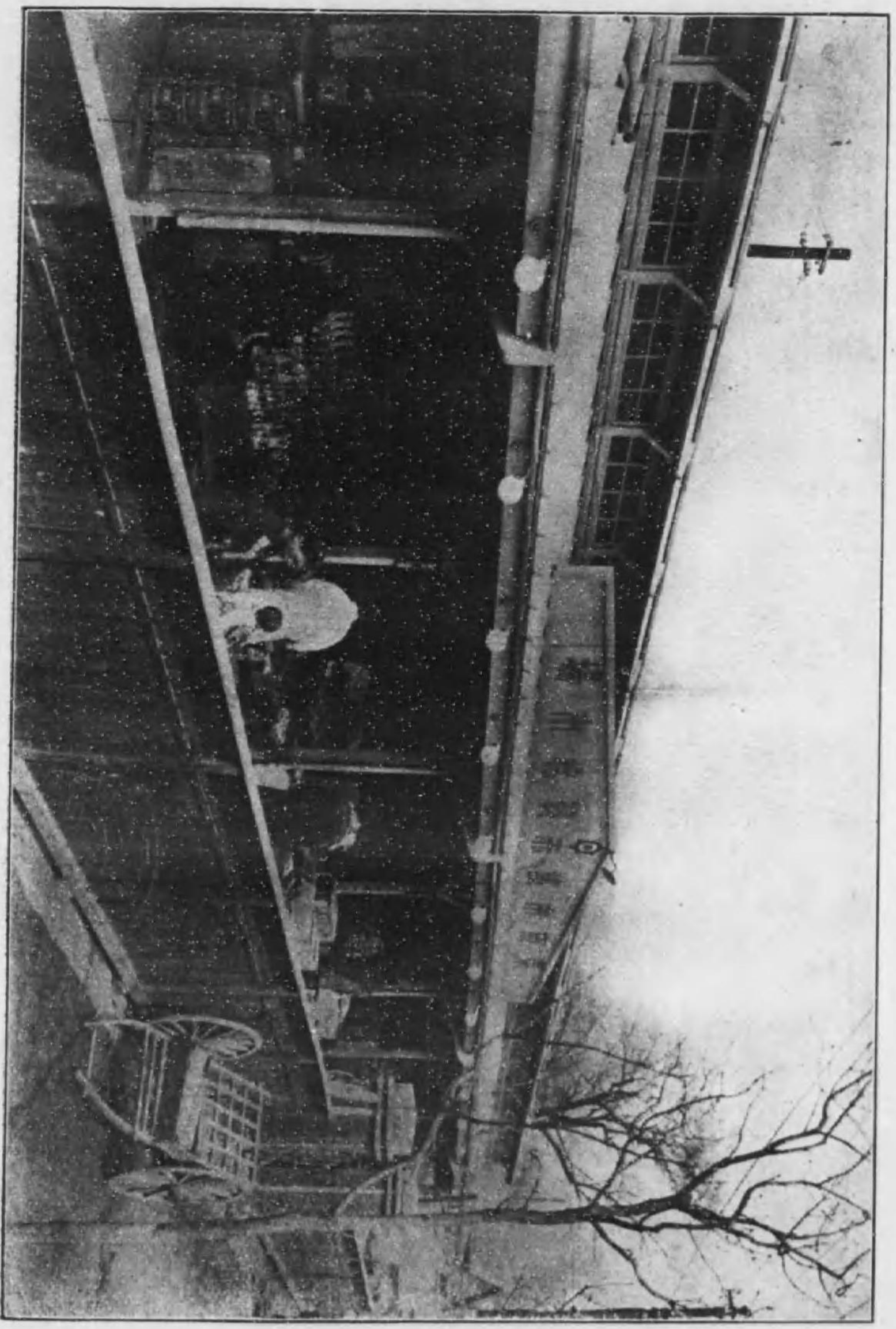
三味線堀市場 (電話機一七〇)

- 一、所在地 淺草區小島町佐竹通
- 一、店鋪數 十四
- 一、一日一店鋪平均賣上高 (大正十三年) 金七拾六圓

芝罘  
 電話局  
 電話號碼  
 芝罘電話局  
 電話號碼  
 芝罘電話局  
 電話號碼

芝罘  
 電話局  
 電話號碼  
 芝罘電話局  
 電話號碼  
 芝罘電話局  
 電話號碼

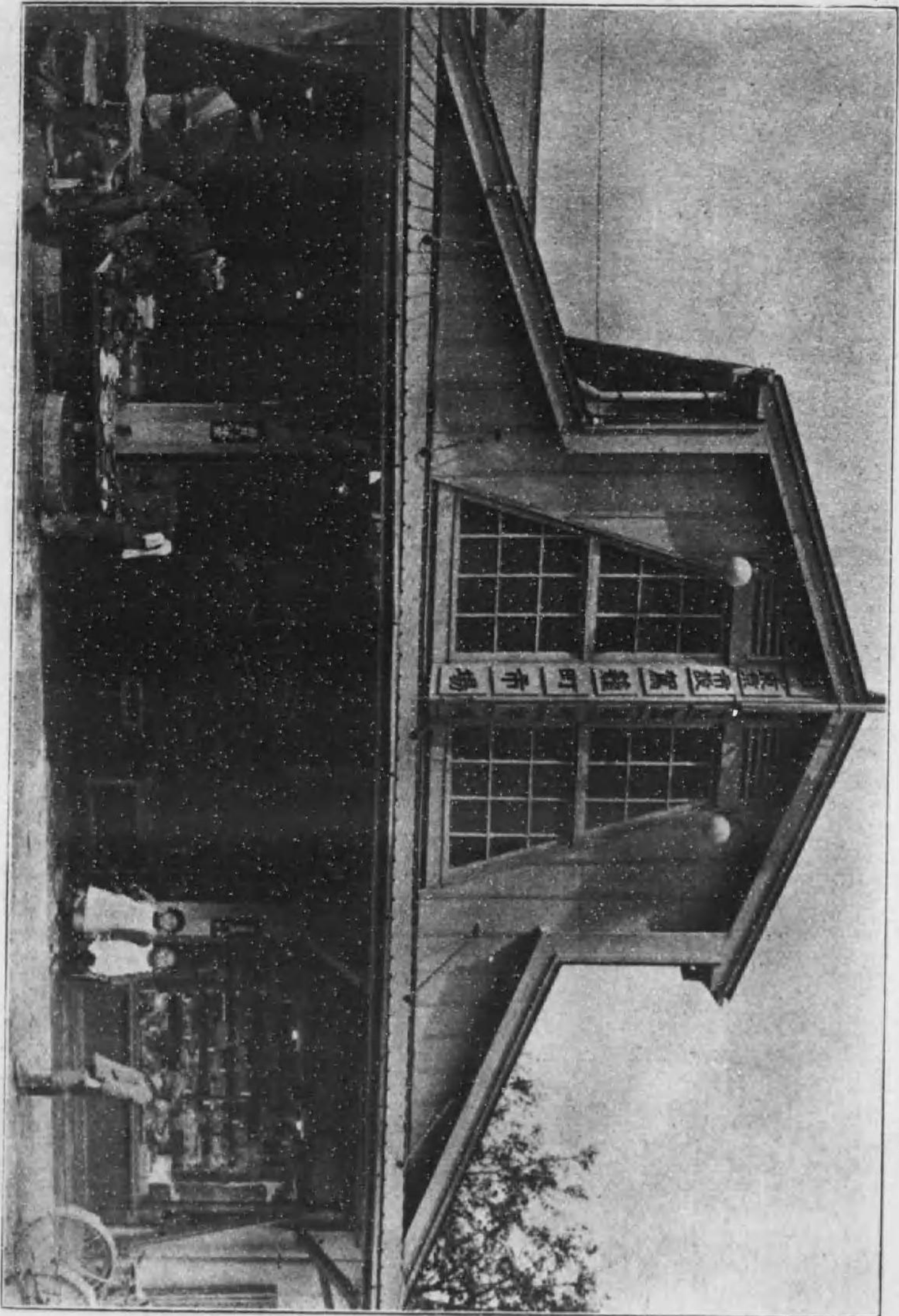
(二九三四四) 輸高話電) 場市橋羽赤



一、所在地 芝罘赤羽町一(赤羽橋電軍交叉點側)  
 一、店舖數 十三  
 一、一日一店舖平均賣上高(大正十三年)金壹百拾圓

一、開設年月日 大正八年十二月二十日  
 一、構造 木造平家淺野スレト葺  
 一、建設費 壹萬壹千參百貳拾九圓

駕籠町市場 (小石川五九九)



- 一、開設年月日 大正十三年十二月十二日
- 一、構造 平家建生子葺
- 一、建設費 金壹萬參千圓

- 一、所在地 小石川區櫻籠町一九 (駕籠町電車交點側)
- 一、店舗數 十八
- 一、一日一店舗平均賣上高 (大正十三年) 金壹百九圓



# 東京市設市場要覽

## 目次

第一章 沿革	一
第一節 震災前の市場	一
第二節 震災後の市場	二
第三節 現在の市場	二六
第二章 監理	二六
第一節 監督	二六
第二節 例規	二四
第三節 經費	四七
第三章 營業	五
第一節 指定商人	五

第二節 販賣品…………… 六九

第三節 販賣價格…………… 七一

第四節 販賣方法…………… 七九

第四章 成績…………… 八二

第一節 利用狀況…………… 八二

第二節 賣上統計…………… 八四

附 錄 指定商人の團體…………… 九一

一、市場聯合會…………… 九一

二、其の他の團體…………… 九四

# 東京市設市場要覽

## 第一章 沿革 草

### 第一節 震災前の市場

#### (一) 一般市場

大正七年夏季、米價日々暴騰を重ね、市民一般に生活の脅威を感じ、民心著しく不安に陥りしかば東京市は之を緩和せんが爲め、府當局と協力して白米の廉賣を開始したり。

當時市民困窮の狀、畏くも天聽に達するや八月十五日、御内帑金拾七萬貳千參百貳拾五圓を宮内省より府知事を経て東京市に下賜せらる。茲に於て本市は前後數回に亘り、白米の廉賣を續行し、猶又窮民に對する施米をも實施し、九月十日迄之を繼續したり。

斯の如く府及市の應急施設、市内各所に行はれたるを以て、當時民間に於ても大に之を賛し、府並に市の是等施設に對する援助を吝まざるもの尠からざりしが、就中市内の有志者に依りて設立せられたる東京臨時救濟會は、普く救濟の趣旨を宣傳して世の同情を喚起し、廣く救濟資金を募集したり。

斯くて其の募集したる資金の中より東京市が同會より指定寄附を受けたる金額は前後二回に亘り合

計八拾萬圓にして其内譯左の如し。

金四拾萬圓 内地米廉賣供給助成費  
 金四拾萬圓 日用品小賣市場助成費

茲に於て市理事者は之を資金として、日用品小賣市場並に輕便食堂の設置を計畫し、同年十二月二十一日市參事會に提案したり。然るに市參事會は該案に對して調査委員を設けたるも、遂に審議決定を見るに至らずして止みぬ。

越へて大正八年、米價は勿論、諸物價益々昂騰し、之れが對策若くは社會政策的施設を要すること愈々急なるの時に際し、同年七月二日市會に於て、議員より社會政策急施に關する左の建議案提出ありたり。

公設市場、公設貸家、簡易食堂、兒童受託所、其他都市社會政策急施ニ關スル建議

物價暴騰ニ依ル日常生活ノ不安ヲ緩和シ、衣食住ニ關スル市民共同生活ノ安寧幸福ヲ圖リ、社會ノ健全ナル發達ヲ期スル爲メ、市理事者ハ速ニ日用品販賣ノ公設市場、公設貸家、簡易食堂、兒童受託所等其他都市社會政策ノ方針ヲ確立シ、之ガ施設ヲ急施セラレムコトヲ望ム。

右建議案は即日、市會に於て可決せられたり。是れより先、理事者は社會の情勢に鑑み、速に日用品小賣市場及輕便食堂開設の必要を認め、既に其の計畫具體化するものありしを以て、前記建議案の

可決を機とし、直ちに市場並に食堂を開設するに決し、之に要する經費は市參事會及市會の議決を経ずして、東京臨時救濟會より受けたる前記指定寄附金四拾萬圓の中より支辨することとせり。

斯くて日用品小賣市場は、大正八年八月一日牛ヶ淵、眞砂町、三味線堀の三箇所に開設したるを始めとし、翌大正九年一月までに漸次各所に新設し、總計十三箇所を設置したり。是れ本市が市場を設置したる第一期にして當時の各市場名稱、所在地、敷地及建物坪數、店舗數、建築費、開設年月日、構造等を擧ぐれば左表の如し。

第一期東京市公設市場一覽表

名稱	所	在	敷地坪	總建坪	店舗數	建築費	開設年月日	構造及棟數
牛ヶ淵市場	麴町區九段牛ヶ淵公園前		四三坪	二九坪	六	三、四七四	大正八年八月一日	木造平家建生子葺一棟
眞砂町市場	本郷區眞砂町三六(市内電車春日町交叉點側)		四四坪	一六坪	二六	一〇、一三三	同	同 二棟
三味線堀市場	淺草區小島町地先道路及埋立地		三三坪	八〇坪	一五	二、八六六	同	木造平家、生子葺二棟 やまとスレート葺一棟
綠町市場	本所區綠町公園地(鐵道高架線下)		八九坪	五〇坪	九	四、九六六	同 八月三十日	木造平家建生子葺四棟
鶴卷町市場	牛込區早稻田鶴卷町三六五(早稻田座横)		一六二坪	七九坪	二四	一〇、三二二	同 九月十五日	木造平家建生子葺二棟 やまとスレート葺一棟

市 場	店 舗 物 置 事務所及宿直室 便 所 計	坪 数	備 考					
				市 場	店 舗 物 置 事務所及宿直室 便 所 計	坪 数	備 考	
宮村町市場	麻布區宮村町二六(本光寺側)	一九	五八	三	八、一九三	同	十一月九日	木造平家建生子葺二棟
新諏訪町市場	小石川區新諏訪町(市内電車飯田橋交叉點側)	二〇	六七	二七	九、四五六	同	十一月二十六日	木造平家建やまとスレート葺一棟
富川町市場	深川區富川町二(大宮橋際)	三三	二七	三	一七、三九五	同	十二月十四日	木造平家建やまとスレート葺五棟
龜島町市場	日本橋區龜島町一丁目(地藏橋際)	九三	空	一五	七、〇八四	同	十二月十九日	木造平家建やまとスレート葺一棟
霞町市場	麻布區霞町一五(市内電車霞町交叉點側)	一九六	六六	一五	九、八七〇	同		木造平家建福永式リツフプレート葺一棟
青山市場	赤坂區青山北町(明治神宮外苑敷地内)	八〇〇	一九	三	三〇、八三四	同	十二月二十日	木造平家、やまとスレート葺二棟
市ヶ谷見附市場	麴町區三番町(市ヶ谷見附内)	一七〇	九四	一九	三、一八九	同	九月二十六日	木造平家、淺野スレート葺一棟
赤羽橋市場	芝區赤羽町一(市内電車赤羽橋交叉點側)	二〇四	六七	一五	二、三三九	同		木造平家、淺野スレート葺一棟
計		三、〇一五	一、一三一	二〇六	一四七、七七六			

建物坪数の内譯左の如し

市 場	店 舗 物 置 事務所及宿直室 便 所 計	坪 数	備 考
牛ヶ谷		二、〇〇〇	
計		二、〇〇〇	

市 場	店 舗 物 置 事務所及宿直室 便 所 計	坪 数	備 考
眞砂町		九六、〇〇〇	
三味線堀		四、五二	
線巻町		二、〇〇〇	
鶴巻町		三、〇〇〇	
宮村町		二、〇〇〇	
新諏訪町		四、〇六〇	
富川町		九、〇〇〇	
龜島町		一、五〇〇	
霞町		三、〇〇〇	
青山市		一〇、〇〇〇	
市ヶ谷見附		七、〇〇〇	
赤羽橋		一〇、〇〇〇	
計		八、五〇〇	

一店舗の坪数は青山は五坪、其他は概ね四坪なり。

右の中宮村町市場は土地の選定其の當を得ざりし爲めか、或は交通不便の場所なりし爲めか、開設の翌年夏季の頃より頓に顧客の数を減じ成績良好ならず、日日寂寥を極むるに至りしかば遂に廢止したり。

青山市場は明治神宮外苑敷地内に在りたるを以て、外苑工事の進捗に伴ひ、大正十一年二月末日限り廢止の餘義なきに至れり。

牛ヶ淵市場は牛ヶ淵公園前道路敷に建築したるものにして前記十三箇市場中最も小規模なりしのみならず、位置の關係上購買者の入場多數に上らざるの狀にありしかば、同所附近の道路改修工事を期とし、大正十一年六月三十日限り之を廢止したり。

(二) 大塚仲町市場

日用品小賣市場開設の後、是等各市場と特殊の聯絡ある青物卸賣市場開設の議起り、大正九年七月以來、本市社會局に於て、諸般の調査並に準備を進捗し、同年十月二十六日、小石川區大塚仲町四拾壹番地に「大塚蔬菜果物卸市場」を開設せり。

是より先、同市場は小賣市場開設の目的の下に、建物を新築したるものなれども、未だ開設に至らずして前記卸賣市場に充當のことに決し、建物の構造、店舗の配置、設備等模様替を爲し、其の大部分を卸賣業務の爲め使用することとせり。同市場の規模建設費等左の如し。

敷地	三六五、六一(坪)
建坪	一三四、〇八
糶場	四三、三三
仕切場其他	二二、〇〇

倉庫	五七、〇〇
事務所及宿直室	八、七五
便所	三、〇〇
構造	木造平屋建スレート葺
建築費	一一〇、一七二、二五(圓)
設備費	一、七〇二、七八
造作	七七二、六八
内譯	五五三、六八
水道	三七六、六二

同市場の經營に就ては、本市日用品小賣市場青物果物指定商人中間屋業者六名、即ち京橋青物市場問屋遠藤權次郎外五名をして之に當らしむることとし、本市は此の六名を以て組織したる組合に、市場の建物並設備を無償貸與し、且つ貨物自動車一臺をも貸與し、以て荷受及配達に便せり。而して市場の業務に付ては左の制限を設け、本市常時監督の下に營業せしむることとせり。

- 一、開市は夕市(午後三時より午後八時まで)とす。
- 一、販賣方法は糶賣とす。
- 一、荷主より徴收する販賣手数料は賣上高の七分とす(當時一般卸市場の手數料は一割なり)
- 一、買受人の希望に依り其の配達を組合に於て引受くること、但し運賃は本市の承認を経て買受人より徴することを得。

一、貨物自動車の運轉並修繕費は組合の負擔とす。  
 一、市場使用期間は業務開始の日より三ヶ年とす。  
 以上は業務經營上主要なる制限なり、此の他の制限をも附加したる當時の規程次の如し。

東京市大塚蔬菜果物卸市場規程

- 第一條 本市場ハ大塚蔬菜果物卸市場ト稱ス
- 第二條 本市場ハ蔬菜果物ノ賣買取引ヲ爲スヲ目的トス
- 第三條 本市場ノ業務ハ經營者ヲ指定シ本市ノ監督ノ下ニ之ヲ執行セシム
- 第四條 經營者ハ市長之レヲ指定ス  
 數人ヲ經營者ニ指定シタルトキハ各經營者ハ共同シ其ノ業務ヲ執行スヘキモノトス
- 第五條 經營者ハ豫メ本市ノ承認ヲ經業務ノ執行方法ヲ定ムルモノトス
- 第六條 共同經營者ハ其ノ代表者ヲ定メ本市ニ届出テ承認ヲ經ヘシ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ
- 第七條 經營者ハ其ノ權利ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ス
- 第八條 開市ハ夕市(午後三時ヨリ同八時マテ)トス
- 第九條 現物賣買ハ糶ノ方法ニ依ルモノトス
- 第十條 貨物取扱手数料(口錢)ハ賣上高百分ノ七分以下トス

- 第十一條 經營者ハ豫メ本市ノ承認ヲ經市場内ニ設備ヲ爲スコトヲ得
  - 第十二條 經營者ハ貨物ノ賣買取引從業者及金錢ノ出納ニ關スル帳簿ヲ備ヘ營業上一切ノ事項ヲ記載スヘシ
  - 第十三條 本市當該吏員ハ營業ニ關スル事項ヲ調査スル爲メ營業ニ關スル帳簿物件ヲ検査シ營業ニ關スル事項ニ付キ質問スルコトヲ得
  - 第十四條 經營者本規程又ハ命令ニ違背シ若クハ本市場ノ信用ヲ害スル行爲アリタルトキハ指定ヲ取消スコトアルヘシ
  - 第十五條 經營者指定取消處分ヲ受ケタルトキ又ハ指定期間満了ニ至リタルトキハ十日以内ニ自費ヲ以テ營業物件ヲ撤去シ市場ヲ明渡スヘシ
  - 第十六條 經營者指定取消處分ヲ受ケタル爲メ損害ヲ蒙ルコトアルモ本市ハ賠償ノ責ニ任セス
  - 第十七條 本規程ノ外必要ナル事項ハ社會局長之ヲ定ム
- 斯くて同市場開設の當初、本市は府當局並府農會援助の下に、近郡産地の生産者團體に出荷勧誘を爲し、一面府市各市場青物小賣業者に賣買参加を誘導し、市場の業務振興を計る所ありたり。然るに此の新市場は、其の業務未だ隆盛に至らざるに先ち大正九年十二月、組合代表者遠藤權次郎病氣脱退し、組合員中の長島鐵之助之に代り、組合員五名にて業務を繼續したり。其の後大正十一年十二月、

再び代表者脱退し、組合員大澤富三郎之に代りたるも、組合員数は僅々四名となれり。

既に記したる如く、開市時間は午後三時より八時迄となしたるも、夕市は賣買當業者の不便少からず、依然不振の域を脱せざりしを以て、大正十一年四月一日より朝市(午前八時より十一時迄)に改めたり。

右の如く、市場の業務萎靡として振はざりしが、前記大澤富三郎外三名の組合は、遂に大正十一年三月に至り、市場使用を辭退し、組合を解散することとなりたり。之と相前後して一面に於ては、同市場出荷者たる近郡の青物生産者と、買出人たる小石川區及其附近の小賣業者と相謀り、東京食料品市場株式會社を創立し、大正十一年三月末日設立登記を受け、超へて四月、同社取締役社長佐久間午次郎より市場使用を出願したれば、本市は之を承認し、大正十三年十一月九日迄、之を繼續せしめたり。

同市場の敷地は、伊達侯爵家の所有地を本市が賃借したるものにして、大正十三年十一月九日を以て借地期間満了となりたり。本市は之に先ち、借地契約の延期を交渉したるも、調談の見込なかりしかば、市場使用者たる前記會社に市場の返還を要求し、一面地主との交渉を重ねたる結果、敷地の返還を大正十四年十一月九日迄、猶豫することの諒解を得たり。随つて、市場は大正十三年十一月九日を以て廢止したるも、残務整理の期間を十四年十一月九日迄とし、市場使用者は同日限り市場を本市

に返還することとなりたり。

是より先、同市場卸賣り業務不振にして建物に餘裕ありたれば、大正十年十一月、其一部を薪炭小賣店舗に充當し、次で各種日用品に及ぼし、結局小賣部七店舗となれり。されば從來「大塚蔬菜果物卸市場」と呼びたる名稱を大正十一年十二月二十七日以來、「大塚仲町市場」と改稱し以つて今日に及べり。

## 第二節 震災後の市場

既に記したる如く、本市は第一期公設市場十四箇所を開始したるが、其中三箇所を廢止し、大正十二年九月一日の大震災直前迄、十一箇所を經營したり。然るに震災に因り龜島町、三味線堀、綠町、富川町の四箇所市場焼失したれば、震災直後に於ける市場總數は僅かに七箇所となりたり。

當時市中一般、物資頗る拂底を告げ、物價著しく亂調を呈し、一時商取引杜絶の狀に陥り、市民は日用品購買難に伴ふ生活の脅威を受くること殆んど其の極に達せり。

茲に於て、本市は之が救済の爲め、市場の急設並に物資供給の必要を認め、震災應急施設の一として各所に臨時市場を建設し、次で各種日用品を仕入れ、之を各市場を通じて全市に供給することに決したり。

(一) 假設市場

當時廢墟の如き市中に於て、適當なる市場の敷地を得こと頗る難事に屬し、本市は各方面に亘り、急遽調査の結果、或は社寺境内、或は道路敷、或は學校敷地内、或は民有地等を一時借受け、天幕張若くは板張の假設的市場設置に努め、九月八日より同十八日迄に左記十三箇市場を開設したり。

是等急設市場は何れも天幕張又は板張にして、總て一時的假設市場なるを以て、到底永續すること不可能なる状態に在り。而も市民日用品購買難の状态は依然未だ樂觀を許さざるの有様なりしかば、一時的假設物を改善してバラック建と爲すの必要に迫られたり。されば十月に入り建築用材を得らるるの曙光を認むると同時に、天幕張又は板張を廢し、代ふにバラック式建物を以てすることとなしたり之が改廢の實績左の如し。

假設市場一覽表

市場名	位	敷地	開始年月日	構造	備考
蓬萊町	本郷蓬萊町大觀音通	道路	大正十二年九月八日	天幕張	バラック建に改め 大正十三年十一月三十日迄存続
駕籠町	小石川區駕籠町一一九	民有地	同	同	同年一月十五日廢止

麻布區役所横	麻布區三河臺町區役所横	同	同	天幕張及板張	大正十二年十二月十五日廢止
白金臺町	芝區白金町日吉坂上	道路	同	同	同年十一月四日廢止
青山一丁目	赤坂區青山南町一丁目 中山侯爵邸	民有地	同	同	バラック建に改め 十三年七月二十日迄存続
新宿	四谷區新宿一丁目一五	同	同	天幕張	同上 十三年十一月三十日迄存続
石切橋	小石川區江戸川町 石切橋際	道路	同	同	十二年十一月三十日廢止
善福寺	麻布區山本町 善福寺境内	官有地	同	天幕張及山門ノ一部	同年十一月二十五日廢止
愛日學校	牛込區林町 愛日小學校	公有地	同	學校玄關ヲ充當	十二年九月二十六日廢止
余丁町	牛込區余丁町 小學校内	同	同	學校雨天體操場充當	同年九月二十八日廢止
谷町	麻布谷町	民有地	同	天幕張	同年十一月三十日廢止
泉岳寺	芝區東町 泉岳寺境内	官有地	同	同	バラック建に改め 現に存続中
日比谷	麴町區 日比谷公園内	同	同	收容バラックを充當	十二年十月二十三日廢止

斯の如く、實に前古未曾有の天災地變の直後、僅々二句を出ずして假令設備不完全にして輪換の美



なしと雖も、能く前記十三箇市場を新設し得たる所以のものは、如何に市民の要望に因るとは謂へ、又以て官民敷地所有者の深甚なる同情に負ふ所大なるものなくんばあるべからず。

當時官公有地の管理者は、法規の束縛あるに拘らず、多大の便宜を與へられ、又本市が市場敷地として選定したる民有地の地主は、何れも市場設置の主旨を諒とし總て無償貸付の快諾を爲し、以て本市をして此の施設の遂行上、差したる支障なきを得せしめたるは市民と共に感謝に堪へざる所なり。

(二) 認定市場

既に記したる如く、震災直後市場の急設に努めたるも、當時市中混亂の場裡、之が實現容易の業に非ず。而かも市場の必要愈々急迫の状勢にありしかば、市中に存続する私設市場の中、豫て成績良好なる赤坂區青山南町四丁目並に本郷區根津兩日用品市場を假に一時市設市場に準ずるものと認定し、之に物資を配給して販賣せしむることとし、青山四丁目市場は九月十一日より十月二十日迄、根津市場は九月十一日より十一月八日迄、認定市場としての取扱ひ爲したり。

(三) バラック建臨時市場

大正十二年十月以降同年末迄、震災應急施設費として市會の議決を経たる豫算の中、商工費臨時市場費として計上したるもの六萬二千七百六十一圓あり。別に同年十月、政府の震災救護事務局より委託を受けたる簡易市場費九萬二千四百圓あり。共にバラック建臨時市場建設並に經營資金に充當し、

大正十二年十月以降、既に記したる假設市場の改善並に新市場建設に着手したり。

大正十二年十月十日、日本橋區坂本公園に新設したるを始めとし、同年内に二十五箇所、翌年十二月まで六箇所を新設したり。而して大正十三年度に於ては、市經濟歳出臨時部に市場費移轉費十六萬五千四百十五圓の豫算を計上し、震災後新設したる前記三十一箇市場中、敷地其の他の事情に依り移轉の已むを得ざるもの四箇所を移轉改築することとせり。

前記方針の下に震災後、頻にバラック建市場の開設に努めたるが、一面敷地使用期限満了となり、他に換地を得ること至難の爲め、遂に廢止したるもの亦少からず。即ち大正十三年三月三十一日、芝區南佐久間町、日本橋區水天宮兩市場の廢止を始とし、現今(十四年三月末日)迄に廢止したるもの既に十五箇所に及べり。

以上各市場新設及改廢の實績を表示すれば左の如し。

(イ) 震災善後費、應急施設費、商工費、臨時市場費支辨のもの

名稱	所在地	敷地數	建坪	店舗數	建築費	開始年月日	構造	棟數
坂本公園	日本橋區茅場町 坂本公園内	四坪	四坪	二	收容バ ラック ヲ借用	大正十二年十月十日開 十三年十二月三十一日廢	木造バ ラック	一
和泉町	神田區和泉町三井病院側	三、三三	三、三三	一〇	一、二八六 四	十二年十月二十五日開 十四年一月三十一日廢	同	二

新宿	四谷區新宿一ノ一五 新宿内苑前	六五	二四、三三	六	九〇八	十二年十一月二十日開 十三年十一月三十一日廢	同	一
新網町	麻布區新網町二ノ七七	三三	三三	七	一、四九六	十二年十一月二十三日開	同	二
蓬萊町	本郷區蓬萊町大觀普通り	三四	二九、三五	六	一、四三六	十二年十一月三十一日開	同	四
若宮公園	本所區若宮町若宮公園内	四〇	二五五	七	一、五三〇	十二年十二月十日開	同	一
泉岳寺	芝區東坂泉岳寺境内	二六、七五	二六、七五	七	一、四〇三	十二年十二月十四日開	同	三
深川公園	深川區不動尊前	三〇	三〇	九	二、〇〇四	十二年十二月十七日開	同	二
新榮町	京橋區新榮町一丁目 沖電氣會社前	二五、五	二五、五	七	一、二六	十二年十二月十九日開	同	一
淺草橋	日本橋淺草橋公園内	四〇	三九、七九	二	一、八五	十二年十二月二十七日開	同	二
業平橋	本所區業平橋際	三二	三二	七	二、二四	十二年七月二十日開	同	二
荒木町	四谷區荒木町通り	二五	二五	六	一、二七	十二年七月三十一日開	同	二
魚籃町	麻布區魚籃坂下	一八	一五、二五	五	六五九	十二年十一月六日開	同	一
沙留町	芝區沙留鐵道官舎跡	八四、四三	三四、五	九	一、六二	十二年六月九日開 十三年六月三十日廢	同	三

水天宮	日本橋區濱町水天宮境内	四〇	三三、三三〇	一〇	一、九三	十二年十二月三十一日開 十三年三月三十一日廢	木造 ラック	三
三間町	淺草區三間町淺草電話局 横	三四、一三五	三四、一三五	二	一、九二四	十二年六月二十五日開 十三年六月十一日廢	同	三
線町	本所區線町三公園地鐵道 高架橋下	一三〇	三六、七五 一〇、〇〇	七	五、八五〇	十三年三月四日休 十四年三月二十一日休	同	四

(ロ) 雜部金、簡易市場費支辨のもの

名	所	在	敷地	建坪	店舗數	建築費	開慶年月日	構造	棟數
車坂町	下谷區車坂町 舊下谷區役所跡		二二坪	五〇坪	二	二、〇八一	大正十二年十月十日開	木造 ラック	二
林町	本所區林町みるく寺橋際		四二	四二	一	三、九九五	十二年十二月七日開	同	一
觀音裏	淺草公園觀音堂裏		一一三	一〇三	二	四、一四三	十二年十二月十七日開	同	五
築地	京橋區築地本願寺横		三九	三九	二	二、三五四	十二年十二月十九日開	同	三
龍泉寺	下谷區龍泉寺町		三三、七	一五	二	七、四三三	十二年十二月二十一日開	同	六
三味線堀	淺草區小島町		一五、八一	二六、二〇	二	五、五二五	十二年十二月二十六日開	同	一

尾張町	京橋區尾張町一丁目五、六、七、八番地	一七五	九	三	四、七五	十三年二月十五日開	バラツ	二
水谷町	京橋區水谷町	三九	三九	二	一、九〇七	十三年一月十七日開		一
今川小路	神田區今川小路 専修大學裏	七〇、九八	四三	二	二、五一	十四年三月三十一日開		二
木挽町	京橋區木挽町二ノ一三 龜井橋通	一七、五四	八九	二〇	二、〇八〇	十三年七月一日開		五
青山	赤坂區青山南町一丁目	七三、五	三七、六六	一〇	一、五四七	十二年七月二十日開		二
本村町	深川區本村町 猿江裏電停際	六〇	四三	九	二、七三	十三年七月三十一日開		二
南佐久間町	芝區南佐久間町二ノ三 革新クラブ跡	五〇	三七、二五	八	二、〇〇〇	十二年十二月三十一日開		三
駕籠町	小石川區駕籠町一一九	一六、四三	延 二八	賣臺 一八	一三、〇〇〇	十二年十二月十二日開		二
飯田橋倉庫	新誠訪町二二地先	五、五	五三	一	一、九二	十二年十一月十六日開		二
青山倉庫	青山南町一ノ一	七〇	七〇	一	二、五五	十二年十一月二十日開 十三年二月十九日廢		一

(ハ) 市經濟、臨時部、市場費、移轉費支辨のもの

名稱	所在	敷地坪數	建坪	店舗數	建築費	開始年月日	構造	棟數
業平市場	本所區中郷業平町	二四六、〇坪	一七、八五坪	七	七三、三四〇		木造	一
富士市場	淺草區田町	三六、五	一七、三	三〇	二六、四〇〇		同	四

備考 此の二箇市場は大正十四年度繰越工事となりたるを以て、本表は總て豫定及豫算を記載せり。

(四) 物資仕入及供給

大正十二年九月以降、震災善後費、應急施設費、商工費、物資仕入費豫算百四十四萬五千圓、大正十三年度震災善後費、物資供給費豫算百萬圓の議決を経、兩年度繼續的に日用品の仕入並に供給を爲したり。

震災直後より米は農商務省食糧局より玄米、白米の拂下を受け、其他の各種商品は、主として政府の臨時震災救護事務局より拂下を受け、又は大阪市商工課に委託仕入を爲したるの外、大分縣の疊表山口縣の疊床、廣島縣の疊表、清酒、削節、岡山縣の足袋、島根縣及東北地方の木炭、秋田縣の酒等各特産地より大量仕入を爲し、殊に洋服類既製品は上海及大阪に於ける大量仕立品を仕入れたり。

本市仕入の日用品は、前記品目の外、雜穀、砂糖、荒物、綿布、毛布其他殆ど總ての品目を網羅せり、其の詳細左の如し。

是等仕入品は前節に述たる、青山外二ヶ所の倉庫に一時格納し、各市設市場指定商人の請求に依り絶へず配給し、其の市場を通して一般市民へ販賣せしめたり。

仕入品の卸価格は原價に運賃を加算したるのみとし、其の代金は勿論、配給を受けたる商人をして納付せしめたり。小賣価格は卸価格に輕微なる販賣手数料を加算し、本市に於て之を指定し、一般需要者に賣却せしめたり。

物資仕入品目別金額一覽表

品目	仕入金額
米 糶 米、餅	四六四、四八九、六九〇
魚 類 雜 詰	一〇一、二五一、四三〇
小麥粉麵類鶏卵	四四、五七八、二〇〇
味噌 醬 油 酒	三七、〇七八、一六〇
青物雜穀乾物	一五、六六二、五〇〇
砂糖食パン漬物茶	七九、八五八、三五〇
薪 炭	一三二、二八四、六一〇
瀬戸物荒物金物	七三、一〇八、九八〇
反物 洋服	一四五、一四四、八七〇
莫大小毛布	一九七、二三九、二二〇
綿 雜 品	五六、九一八、〇九〇
合 計	一、三四七、六一四、〇九〇

前表の如く、大正十二年度物資仕入費豫算額百四十四萬五千圓中、同年度に於て仕入たる金額は、百三十四萬七千餘圓なり。大正十三年度に於ては、物資供給費豫算額百萬圓あれども、該豫算は編成當時、其の後米穀、薪炭等生活必要品の需給關係、又は其の價格に大變動を生じたる場合に於てのみ之を施行することを豫想したる議決なり。然るに十三年度中に於て豫想の事實を生ぜざるが故に、右豫算を執行せずして止みぬ。

大正十二年度に於ける物資仕入配給の最初は芝浦、田端、新宿其他に設けられたる震災救護事務局の物資配給所附近に本市の臨時出張所を設け、同所より直に各市場に配給することとなし、九月八日先づ芝浦に於て、配給を開始し、次で田端、新宿等に及びたるが、十二年十二月二十日を以て、臨時出張配給を打ち切りたり。

物資仕入並に配給事務の中、特筆すべきは洋服類既製品販賣、國旗販賣、のし餅販賣等なり。

洋服類既製品は、十二年十一月十六日より三日間、東京府立商工獎勵館に於て即賣を爲し、本市商工課員殆ど全員販賣掛員となり、賣上高は僅々三日間にして數千着、其の價額五萬七千餘圓の多額に達せり。

國旗及附屬品(球、竿)は一萬組を仕入れ、十二年十二月廿一日より年末迄に各市場に配給し、殆ど全部賣却し盡したり。

のし餅は青山倉庫、並に駒込倉庫敷地内に急遽諸般の設備を整へ、府下杉並外數箇町村の民家より器具を賃借し、且つ人夫數百人を備入れ、十二年十二月二十六日より直營を開始し、各市場白米商に配給して販賣せしめたるが、其價額七萬二千餘圓十萬餘枚に上れり。

#### (五) 移動市場

震災に因る被害最も激甚なりし下町方面、殊に本所、深川、淺草、下谷、神田、日本橋、京橋、芝の各區に亘る罹災民は、十二年九月以降、日用品の購買に多大の困惑を感ずるの狀にありしかば、本市は之を救済せんが爲め、既に記したるが如く、各所に臨時市場の開設に努めたるも奈何、是等少數の市場のみにては到底、多數市民に満足を與ふべくもあらず。仍つて、更に應急的日用品供給機關設置の必要を認め、其の一として移動市場を開設したり。

大正十二年九月中旬以來、各既設(震災前より存続)市場中より移動市場に出動すべき市場を日々本市に於て指定し、各市場輪番出動のことに定め、翌十三年三月迄之を繼續したり。其の方法は、毎日早朝出動すべき市場に本市より貨物自動車數臺を差向け、其の市場内各店主又は店員をして主要食料品、調味料、薪炭、メリヤス雜貨等を滿載せしめその後吏員、店主、店員等本市指定の場所に出動し一箇所二、三時間停車し、吏員の指揮監督の下に商品販賣を爲さしめたり。

移動市場、停車場所は勿論、災害激甚地域内に於て、交通支障なき路傍又は空地を選び、附近罹災

者たると、途上通過の人たるを問はず、總ての階級の購買者の需要に應じたり。

當時罹災者は「移動市場來る」と呼び、其の停車するや購買者忽ち周圍に殺到、混雜を極め、僅々二、三時間を出ずして能く二千圓内外の商品を販賣し盡したること稀ならず。而して商品賣切に失望したる群衆は「次回に來るは何日ぞ」と質問するの狀にして、車上の吏員其の應答に遑なきの盛況を呈せり。

移動市場開設期間中は、元より多少の風雨寒暑を顧みず、毎日之を繼續し、而かも商品賣切後、購買者の要求切なる場合には、臨機貨物自動車を驅つて出動市場より商品を補充し、以つて群衆に満足を與ふに努め、十二年歳暮の頃には、移動市場の販賣作業日没後に及ぶこと少からざりき。

移動市場開設の總日數は約百二十日に及び、其の箇所數は延二百五十、販賣總額約十萬圓に垂んとせり。

#### (六) 巡廻市場

食料品缺乏に因る人心の脅威は、大正十二年九月下旬に至り、貧弱ながらも市中の店頭に、食料品の現はるゝ頃より稍安定に向ひたるも、陋を得て蜀を望むは人情の然らしむる所か、罹災者は口を経るに従ひ衣類、雜貨等の供給を要望するの狀勢に在りしかば、本市は十月上旬より下旬迄、殆ど市内各區に亘り、麴町區番町小學校外十三箇所に於て、各五日間、衣類雜貨の巡廻市場を開始したり。更

に十一月下旬、淺草區傳法院に於ける一週間を始とし元警視廳跡、新宿御苑前、砲兵工廠跡、其他數箇所を巡廻市場を開設したり。

(七) 倉庫

既に述べたるが如く、本市は震災應急施設の一として大正十二年九月以降、日用品の仕入並に供給を爲すこと、決したるを以て、仕入物資格納のため倉庫設置の必要に迫られたり。

九月九日開設したる青山一丁目市場に接續する空地を中山侯爵家より借受け、同月下旬先づ天幕張の假置場を設置し、後七十坪のバラック建倉庫を新築し、十一月二十日竣工したり。更に十一月十六日、飯田橋市場接續道路敷に五十二坪の同様倉庫を新築し、又震災直後、本市が本郷區駒込上富士前町岩崎男爵家所有地に新築したるバラック建倉庫を十月八日商工課主管となしたり。

斯くて、不完全ながら以上三倉庫に依り、物資配供上差したる支障なきを得たるが、市中商工業者の復興に伴ひ、事業縮小の結果、青山倉庫は大正十三年二月十九日、駒込倉庫は同年末廢止し、飯田橋倉庫のみ現存せり。是等倉庫の内容を表示すれば左の如し。

倉庫一覽表

倉庫名	所	在	敷地坪	建坪	建築費	開	廢	年	月	日	構	造	棟	數
-----	---	---	-----	----	-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

飯田橋	小石川區新諏訪町二十二番地	五三、五坪	三坪	一、九五円	大正十三年十一月十六日開	木造バラック建	二							
青山	赤坂區青山南町一丁目一番地	八〇	吉	三、五五	十二年十一月二十日開	同	一							
駒込	本郷區駒込富士前町	四〇〇	二元七	八、八六	十二年十月八日開 十三年十二月三十一日廢	同								五

(八) 精米所

震災に因り市中の精米所燒失したるもの甚だ多く、爲めに白米の需給に著しき變調を來せり。本市は之が調節の爲め、精米所の設置を必要とし、神田、四谷、深川の各區に亘り大正十二年九月以來、其の敷地を選びたるも、玄米の集散上水陸運輸至便の場所を得ること難く、辛ふじて神田區佐久間河岸市所有地一箇所のみを選定せり。

同精米所は大正十二年十一月二十四日起工し、翌十三年二月二十八日竣工を告げ、同三月十一日開所式を舉行し、名稱を神田川精米所となしたり。

神田川精米所は同年三月二十日以降一ヶ年間、市設市場指定白米商組合に貸與使用せしめ、一定の使用料を徴しつゝあり。同所に於て搗精したる白米は、主として各市設市場に於て販賣するの外、會社、寄宿舎、購買組合、公共的團體等に供給せり。

神田川精米所の内容左の如し。

所在地	神田區佐久間河岸第三十五號地
敷地	百九十二坪七合五勺
建坪	七十八坪七合五勺
建築費	六千三百七十三圓十錢
精米機	五馬力三臺 三馬力五臺
精米能力	一日約百二十石(三百俵)

### 第三節 現在の市場

以上各節に記したる如き道程を辿り、市場の開設及廢止は今後尙免れざるべく、殊に將來相當の建設財源を得たる曉に於ては鐵筋コンクリート建の永久的建築の市場を設置する時期到來すべし。随つて市場現在數は常に異動あるべきも、大正十四年三月末日現在數を記すれば左の二十四箇所なりとす。

#### (イ) 既設市場 七箇所(震災前より存續)

市場名	所在	電話番号	店舗數	備考
眞砂町	春日町電車交又點	小石川 五、六〇五 四、〇九四	二三	

赤羽橋	赤羽橋電車交又點	高輪 四、三九〇 四、三九一	一三	
霞町	霞町電車交又點	青山 六、五三三	一四	
市ヶ谷見附	市ヶ谷見附内	四谷 二、二〇六	一九	
鶴巻町	早稻田座敷	牛込 八五六	一七	
飯田橋	飯田橋際	小石川 五、七〇一	一六	
大塚仲町	小石川區大塚仲町	小石川 三、三四六	七	糶場十五坪

#### (ロ) 臨時市場 七箇所(市費支辨震災後建設)

名稱	位置	電話番号	店舗數	備考
新網町	麻布區新網町二ノ十七		七	
若宮公園	本所區若宮公園内		七	
泉岳寺	芝區東町泉岳寺境内		七	
深川公園	深川區不動尊前		九	
新榮町	京橋區新榮町沖電氣會社前		七	
淺草橋	淺草橋公園内		一	
綠町	本所區綠町二丁目ガード下		七	十四年三月四日休止

#### (ハ) 簡易市場 十箇所(雜部金支辨震災後建設)

名稱	位置	電話番号	店舗數	備考
車坂町	車坂電車交又點		十四	

駕籠町	小石川區駕籠町	小石川五、九五九	一八	賣盛一
林町	本所區みろく寺橋際	盛田五、〇六〇	一三	
觀音裏	淺草公園裏		二三	
築地	築地本願寺横		二二	
龍泉寺町	下谷區龍泉寺町		二八	
三味線堀	淺草區小島町	淺草六、一七〇	一四	
水谷町	京橋區水谷町		一一	
今川小路	專修大學裏		一三	
木挽町	京橋木挽町二ノ三龜井橋通		二〇	十四年三月三十一日廢止
(三) 倉庫及精米所				
名稱	位置	電話番号	建坪	備考
飯田橋倉庫	小石川區新飯訪町二十二番地先		五二、〇〇	存積中
神田川精米所	神田區佐久間河岸三十五號地	淺草五、六八〇	七八、七五	大正十四年九月卅日廢止ノ豫定

## 第二章 管理

### 第一節 監督

#### (一) 市場の目的

前章既に述べたる如く、本市が公設市場を創設したる動機は物價の暴騰——米騒動の勃發に在りたるを以て、最初に於ける市場の目的は勿論、細民救濟機關の一たるに過ぎざりしなり。即ち單なる社會事業として、生活必需品主として食料品を廉價に販賣するを以て足れりとなしたり。随つて販賣品目の範圍甚だ狭く、且つ其の品質は深く之を吟味するの違なかりしなり。されば、其の當時の公設市場を市民一般、通俗に「廉賣所」と呼び「公設市場」と呼ぶ者甚だ少く、中産階級以上の購買者は市場を利用する者甚だ稀なるの狀なりき。

市場の建物は何れも一時的の建築として到底、輪轉の美を誇るに足るものなく、設備も亦不完全なり。加ふるに販賣品目前記の如くなるを以て、開設當初は多數の購買者を吸集したるも、已年ならずして漸次購買者の數を減じたる市場あり。此の間爲にする市場反對論者は、市場の販賣品は「安からう悪からう」とさへ批難する者あるに至れり。

然るに時代の推移に伴ひ、公設市場の目的は單なる社會事業として、細民救濟機關の一たるに満足するを許さざる時代到來せり。即ち物價騰貴に馴致せられたる市民は公設市場に於ける販賣品目の増加、品質の吟味、建物及び設備の改善等、要するに市場を利用すべき各階級の範圍擴大を要望するの傾向を生ぜり。

茲に於て、本市は大正十年六月以來、從前の市場經營方針を一變し、市場の目的は一般物價を牽制





市場現物監督	一	一	八	一	一	一	二	四	一	一	四	七
精米所現場監督	一	一	八	一	一	一	二	五	一	一	八	〇
計	一	一	八	一	一	一	二	五	一	一	八	〇

(三) 取締

市場の取締に付ては、従前は次節記載の市場使用料規程、市場指定販賣人心得等を根據となしたるが、大正十三年四月以降は市場使用條例、同施行細則、市場使用者心得等に依ることとせり。即ち是等例規の精神に違ひ、既に記したる市場の目的達成に努むる爲め、取締は常に寛嚴其の宜しきに適はむことを期しつゝあり。今其の内容を記すれば左の如し。

(イ) 一般的取締

市場の使用に付ては、権利の譲渡又は轉貸は勿論、之を禁し、使用場所の模様替、造作の取付等は本市の承認を受くるに非ざれば之を爲さしめず。規定の口時の外、休業若くは營業時間の短縮は豫め届出を要することとせり。營業上に仕ては、販賣品目並に其の價格は常に本市の指定以外に亘ることを許さず、且つ品質を吟味し、取引方法は量の正確を期し、總て現金取引とし掛賣を許さるゝなり。此の他一般的取締の内容は、次節例規に詳記せるを以て茲に之を省略す。

(ロ) 巡回取締

市場掛に物價調査、品質検査の専務吏員を置き、夫々分擔事項を定め、毎日午前中卸賣市場、又は卸賣業者等實地に就て、日々の卸値其の他商況を調査せしむるのみならず、絶へず市中の小賣値も取調べつゝあり。

是等の吏員は、毎日正午頃迄に調査の結果を報告し、市場に於ける小賣價格の變更を要する場合は其の資料を上司に提出し、諸般の手續を了したる後、午後は各市場を巡回して販賣品目、價格、品質量目等の検査取締に従事し、以て市場營業の監督上、遺憾なきを期しつゝあり。

(ハ) 常時監督

各市場に本市の事務所を設け、監理人(市職員)一名、小使一名を駐在せしめ、市場の風紀、營業狀態等常時監督を爲さしむるのみならず、建物の維持管理にも注意を怠らず、以て市場の目的に副はしむることに努めつゝあり。

市場事務所には電話を備へ、常に主管課との聯絡を圖れるも、震災後建設したる市場には未だ架設に至らざるものあり。電話の有無に拘らず、監理人は毎朝其の市場の開店したる後、午前中に商工課に出頭し、前日の賣上成績、其の他必要なる報告を爲し、或は受持市場に關し打合を爲すを例とす。

斯くして正午頃受持市場に歸着し、営業時間中は勿論、各店舗閉店後と雖も宿直を爲しつゝあり。

## 第二節 例 規

### (一) 過去の例規

市場創設當時は、單に社會事業として一時的施設なりしが故に、市場に關する例規の見るべきものなく、只市長の定めたる指定販賣人心得ありたるのみなり。之れ急遽創設の爲め、過渡時代に於ける事務規則等力めて簡易を旨とし、所謂巧遅を避け、拙速を採るの己を得ざりし當時の事情に因るものなり。

最初市場の店舗は、指定販賣人に無料貸與したるが、大正十年度より使用料を徴收することとなり同年度の當初、使用料規程を市長に於て設定せり。

販賣人心得、使用料規程共に既に廢止となりたるも、現行例規と對比する爲め、參考資料として左に之を掲記す。

### 東京市日用品小賣市場指定販賣人心得 (大正八年七月設定 大正十三年四月廢止)

- 第一 販賣人ハ市場内ニ於テ本市ノ承認ヲ得タル品種以外ノモノヲ販賣スルコトヲ得ス  
第二 販賣人ハ其ノ商品ノ賣値ニ付本市ノ承認ヲ得ヘシ

第三 販賣人ハ其ノ商品ノ等級賣價數量等ヲ店頭ニ揭示スヘシ

第四 販賣人ハ其ノ商品ノ販賣ニ當リ數量品質ノ不適合ナラサルコトニ付特ニ注意スヘシ

第五 販賣人ハ來客ニ對シ懇切ナル取引ヲ爲スコトニ留意スルコトヲ要ス

第六 販賣ハ凡テ現金取引トス

第七 販賣人ハ使用ノ許可ヲ得タル賣場ヲ他人ニ貸與シ又ハ他人ヲシテ出品販賣シセムルコトヲ得ス

第八 販賣人ハ日々販賣シタル品種、數量並ニ賣上金高等本市ニ於テ必要ト認ムル事項ノ報告ヲ爲スヘシ

第九 販賣人ハ自己ノ使用人カ場内ニ於テ爲シタル行爲ニ付其ノ責ニ任スヘキモノトス

第十 販賣人ハ場内ニテ使用セントスル使用人ノ氏名員數ヲ届出テ標章ヲ受領スヘシ

第十一 販賣人及其ノ使用人場内ニ在ルトキハ本市ノ交付シタル標章ヲ帶用スヘシ

第十二 販賣人ハ賣場内並ニ店頭ノ掃除ヲ怠ラサルコトヲ要ス

第十三 本市ハ商品ノ盜難火災等ニ因ル損害ニ對シ其ノ責ニ任セサルヲ以テ其商品ノ管理ハ各自ニ注意スヘシ

第十四 販賣人ハ自費ヲ以テ使用許可ヲ得タル賣場内ニ造作ヲ爲スコトヲ得但シ豫メ本市ノ承認ヲ

得ルコトヲ要ス

第十五 造作ヲ爲シタル販賣人ハ場内ノ營業ヲ廢スルトキ營業許可期間滿了シタルトキ又ハ賣場ノ使用許可ヲ取消サレタル場合ニ於テ自費ヲ以テ原形ニ復スルコトヲ要ス若シ之ヲ怠リタルトキハ本市ニ於テ之ヲ執行シ其費用ヲ徴スヘシ

第十六 左ノ場合ニ於テ販賣ヲ停止シ若クハ禁止シ又ハ賣場ノ使用許可ヲ取消スコトアルヘシ

- 1 品質ノ粗惡ナルモノ又ハ腐敗シタルモノ等ヲ販賣シタルトキ
- 2 數量、價格等ヲ詐ハリテ販賣シタルトキ
- 3 市場ノ信用ヲ害スル行爲アルタルトキ
- 4 賣上報告其ノ他市ニ對スル報告ヲ詐ハリタルトキ
- 5 三日間以上營業ヲ爲ササルトキ
- 6 本心得ニ違背シ其ノ他本市ノ指示ニ從ハサルトキ

第十七 本市ニ於テ別ニ市場ニ關スル規程ヲ設ケタルトキハ其ノ規程ニ從フヘシ

東京市公設日用品小賣市場使用料規程

(大正十三年四月設定)  
(大正十三年四月廢止)

第一條 東京市日用品小賣市場指定販賣人ハ別表定ムル所ニ依リ使用料ヲ納付スヘシ但販賣人カ産業組合農會其他公益ヲ目的トスル團體ナルトキハ使用料ヲ減免スルコトアルヘシ

第二條 使用料ハ毎月二十五日迄ニ其翌月分ヲ納付スヘシ但臨時使用ニ在リテハ其全額ヲ前納スヘシ

第三條 使用ノ始期又ハ終期ニ一箇月未滿ノ端數アルトキハ左ノ區別ニ從ヒ使用料ヲ計算ス但臨時使用ノ場合ハ日割計算トス

- 一、端數十五日以上ナルトキハ一箇月分
- 二、端數十五日未滿ナルトキハ半箇月分

第四條 使用ノ始期及終期ハ指令ノ日付ニ依ル

第五條 既納ノ使用料ハ之ヲ還付セス但特別ノ事由アリト認メタルトキハ其全部又ハ一部ヲ還付スルコトアルヘシ

附 則

第五條 本規程ハ大正十年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

別 表

一、市場使用料種別

市場等級	單位	店	鋪	薪炭其他置場
特等	一坪ニ付一箇月	金	四	一
一等	同	金	四	四
二等	同	金	四	七
三等	同	金	四	五
特等				十
一等				十
二等				十
三等				十

二、市場等級

等級	市場名	稱
特等	綠町	
一等	眞砂町、霞町	
二等	新諏訪町、赤羽橋、龜島町、市ヶ谷見附、三味線堀	
三等	牛ヶ淵、鶴巻町、富川町	

(二) 現在の例規

従来の市場に關する例規は極めて不備なるのみならず、震災后遽に市場數を増加したるを以て、之が取締上例規を完備し、且つ使用料増徴の必要上豫て立案のまゝ懸案中なりし市場使用條例設定の急務に迫られ、大正十三年三月十七日開會の市會に於て遂に議決を経たり、現行の條例即ち之なり。

斯くて市場の使用を律すべき條例の設定を爲したる直後、市長の決裁を経て、之が施行細則並に使用者心得を設定し、現に施行中なり。左に是等例規を掲載す。

東京市設小賣市場使用條例

(大正十三年三月十七日議決 同 四月九日發布)

- 第一條 日用品販賣ノ爲市場ヲ使用セムトスル者ハ本條例ノ定ムル所ニ依リ市長ノ承認ヲ受クヘシ
- 第二條 前條ノ承認ヲ受ケムトスル者ハ二年以上引續キ獨立シテ其ノ營業ニ従事シ且國稅營業稅年額十圓以上ヲ納ムルコトヲ要ス但シ農會產業組合若ハ之ニ類スル團體又ハ生産者ハ此ノ限ニ在ラス
- 第三條 第一條ノ承認ヲ受ケタル者ハ承認ヲ受ケタル日ヨリ七日以内ニ使用料五月分ニ相當スル保證金ヲ納付スヘシ
- 第四條 市場ノ使用承認ヲ受ケル者ハ市長ノ指定スル期間内ニ開業スルコトヲ要ス
- 第五條 使用者市長ノ定ムル營業時間ヲ伸縮シ若ハ業務ヲ休止セムトスル時ハ豫メ市長ノ承認ヲ受クヘシ
- 第六條 販賣品ノ種類及小賣價格ハ市長ノ定ムル所ニ依ルヘシ
- 第七條 使用者及從業者ハ市場ノ使用ニ關シ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

- 一 販賣品ノ小賣價格ハ之ヲ店頭ニ揭示シ若ハ商品ニ表示スルコト
  - 二 販賣ハ現金取引トスルコト
  - 三 賣上品目、數量及金額ヲ毎日市長ニ報告スルコト
  - 四 其他市場管理ニ關シ當該職員ノ命シタル事項
- 第八條 當該職職員ハ營業時間内何時ニテモ使用場所ニ立入り商品帳簿ハ營業用物件ヲ検査スルコトヲ得

第九條 市場ノ使用ニ付テハ使用料ヲ徵收ス但シ特別ノ理由アリト認ムルトキハ市參事會ノ決議ヲ經之ヲ減免スルコトアルヘシ

使用料ハ毎月二十五日限其ノ翌月分ヲ徵收ス  
前項ニ依リ難キモノノ納期ハ市長之ヲ定ム

第十條 使用料ハ一坪一月十圓以内トシ市參事會ノ議決ヲ經市長之ヲ定ム

第十一條 既納ノ使用料ハ之ヲ還付セス但シ左ノ場合ニ於テハ其ノ全部若ハ一部ヲ還付スルコトアルヘシ

- 一 使用者ノ責ニ歸ス可カラサル事由ニ因リ市場ヲ使用スルコト能ハサルトキ
- 二 第十八條ノ規定ニ依リ使用停止若ハ營業休止七日以上ニ亘リ又ハ使用場所ヲ返還シタルト

キ

第十二條 市長ハ使用者ヲシテ市場ノ使用若ハ維持ニ付必要ナル措置ヲ爲サシメ又ハ市場内ニ於ケル工作物其他ノ施設ニ付必要ナル制限ヲ設クルコトアルヘシ

第十三條 使用者若ハ從業者故意又ハ過失ニ因リ市場ニ損害ヲ及ホシタルトキハ速ニ之ヲ修補スヘシ

第十四條 使用者ハ市長ノ承認ヲ受タルニ非サレハ左ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ス

- 一 建物ノ模様替其ノ他市場ノ原狀ヲ變更スルコト
- 二 造作ヲ取付又ハ變更スルコト

第十五條 使用者又ハ從業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ市長市場ノ使用承認ノ條件ヲ變更シ營業ヲ停止シ又ハ使用承認ヲ取消スコトアルヘシ

- 一 使用承認ノ條件ニ違背シテ市場ヲ使用シタルトキ
- 二 使用者其ノ權利ヲ讓渡シ又ハ使用場所ヲ轉貸シタルトキ
- 三 他人ノ使用ヲ妨害シタルトキ
- 四 使用料其他本條例ニ依リ使用者ノ義務ニ屬スル費用ヲ期日内ニ納付セサルトキ
- 五 不正ノ手段ヲ以テ承認ヲ受ケタルトキ又ハ營業上不正ノ行爲アリト認メタルトキ

六 市場ノ信用ヲ失墜スル行爲アリト認メタルトキ

七 虚偽ノ報告ヲ爲シタルトキ

八 正當ノ理由ナクシテ當該職員ノ指揮ニ從ハス又ハ検査ヲ拒ミタルトキ

九 其ノ他本條例ニ違背シ又ハ其ノ營業狀態市場經營ノ目的ニ副ハスト認メタルトキ

第十六條 市長ハ本市ノ都合ニ依リ使用承認ヲ取消スコトアルヘシ

前項ノ場合ニ於テ本市ハ該使用者ニ對シ損害賠償其ノ他ノ責ニ任セス

第十七條 本條例ニ依ル義務者其ノ義務ヲ履行セサルトキハ市長之ヲ執行スルコトアルヘシ

其ノ執行ニ要スル費用ハ義務者ヨリ之ヲ徴收ス

第十八條 本市ノ事業執行上己ムヲ得スト認ムルトキハ市長市場ノ使用ヲ停止シ若ハ營業ヲ休止セ

シメ又ハ二月以前ニ豫告シ使用場所ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命スルコトアルヘシ

第十九條 使用者使用場所ヲ返還スヘキ場合ニ於テハ五日以内ニ原狀ニ回復シ市長ノ検査ヲ受クヘ

シ但シ市長ノ承認ヲ受ケタルトキハ現狀ノ儘返還スルコトヲ得

附 則

第二十條 本條例ノ施行ノ際現ニ承認ヲ受ケ市場ヲ使用スル者ハ本條例ニ依リ承認ヲ受ケタルモノト見做ス

第二十一條 本條例ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

東京市設小賣市場使用條例施行細則 (大正十三年五月二日 十九日市長決裁)

第一條 市場ノ使用承認ヲ受ケムトスル者ハ營業種別及住所氏名ヲ明記シタル願書ヲ提出スヘシ

前項ノ願書ニハ當該市區町村長ノ身元證明書、營業年數及國稅營業稅額證明書(市區町村長ノ證

明書ヲ得ルコト能ハサルトキ之ニ代ヘルキ相當ノ書面)ヲ添付スヘシ

市長ニ於テ前項書面ノ提出ヲ要セスト認ムルトキハ之カ添付ヲ省略セシムルコトアルヘシ

第二條 使用場所及坪數ハ市長之ヲ指定ス

第三條 市場ノ使用承認ヲ受ケタル者ハ指令ノ日ヨリ七日以内ニ開業スヘシ、但シ市長ノ承認ヲ受

ケタルトキハ此限ニ在ラス

第四條 市場ニ於ケル營業時間ハ午前九時ヨリ午後七時迄トス但シ時宜ニ依リ伸縮スルコトアルヘ

シ

第五條 市場ノ休日左ノ如シ但シ時宜ニ依リ臨時休場スルコトアルヘシ

一月一日ヨリ三日迄

毎月五日及二十日但シ十二月ハ二十日ヲ除ク

第六條 市場ノ一坪一月當使用料左ノ如シ

等級	店舖	設置	市場	市名
一等	八	圓壹	圓	眞砂町、霞町
二等	六	圓七	拾錢	飯田橋、赤羽橋
三等	五	圓五	拾錢	市ヶ谷見附、大塚仲町、鴛籠町
四等	四	圓四	拾錢	鶴卷町、車坂町、三味線堀
五等	參	圓參	拾錢	淺草橋、新網町、深川公園、泉岳寺、觀音裏、築地、綠町
六等	貳	圓貳	拾錢	林町、若宮公園、新榮町、龍泉寺町、水谷町、木挽町

二月未滿ノ端日數ハ日割計算ニ依ル此ノ場合ニ於テハ一月ヲ三十日トシテ計算ス

第七條 市場ノ使用承認ヲ受ケタル者ハ指令ノ日ヨリ七日以内ニ其ノ月ノ使用料ヲ納付スヘシ

市場ノ使用承認ヲ受ケタル日二十六日以後ナルトキハ前項ノ期日ニ翌月分使用料ヲモ併セテ之ヲ

納付スヘシ

第八條 市場ノ使用者ハ別ニ定ムル使用者心得ヲ遵守スヘシ

附 則

本則 ハ大正十三年五月一日ヨリ之ヲ適用ス

東京市設小賣市場使用者心得

(大正十三年五月三十一日市長決裁)

- 一 使用者ハ市場内ニ於テ使用セムトスル使用人ノ氏名ヲ市長ニ届出ツヘシ其ノ異動アリタルトキ亦同シ
- 二 使用者及從業者ハ常ニ服裝ヲ清潔ニシ顧客ニ對シテハ親切ヲ旨トスヘシ
- 三 市場内殊ニ店舗ノ掃除ヲ怠ラス常ニ衛生ニ注意スヘシ
- 四 商品ノ品質ヲ吟味シ且量目ノ正確ヲ期スヘシ
- 五 使用者ハ自己ノ使用人カ場内ニ於テ爲シタル一切ノ行爲ニ付其ノ責ニ任スヘシ
- 六 市場店舗内ノ商品保管ニ付テハ本市ハ最善ノ注意ヲ拂フヘシト雖其ノ損害ニ對シテハ其ノ責ニ任セス
- 七 使用承認ノ取消ニ依リ使用者ニ損害ヲ及ホスコトアルモ本市ハ其ノ責ニ任セス
- 八 販賣品ニ對シ種類品目等ヲ指定シタルトキ之ヲ拒ムコトヲ得ス
- 九 營業時間外ニ店舗ヲ開閉セムトスル時ハ豫メ當該市場監理人ノ承認ヲ受クヘシ
- 十 空箱空俵其ノ他不用物品ヲ市場内ニ殘留スハカラス



十一 使用者ハ使用料ノ納付方ヲ代理セシムル爲一市場一名ノ總代ヲ選定シ市長ニ届出ツヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

十二 本市設小賣市場以外ノ小賣市場ニ新ニ出店セムトスル者ハ豫メ市長ニ届出ツヘシ

書

式

(市場使用條例施行細則  
第一條規定ノ願書様式)

市場使用願

私儀 販賣ノ爲御市設市場店舗使用致度候間御承認相成度別紙身元證明書營業年  
數及營業稅額證明書相添此段御願申上候也

大正 年 月 日

住 所

氏 名 〇

東京市長

殿

第三節 經 費

本市公設市場は、第一章沿革に於て記述したるが如く、大正八年八月以降、同九年一月迄に十三ヶ所を開設し、之に要する經費は總て、東京臨時救濟會より受けたる指定寄付金四拾萬圓を以て之に充當し、店舗は各指定販賣人に無料貸與したるが故に、大正九年度までは歳出のみにして歳入皆無なり。大正十年度は別項規程に依り使用料を徴することとなり、茲に始めて小額の歳入を見るに至れり。

建設以來の經費支出額を記すれば左表の如く、大正九年度までに總額三十一萬餘圓を要し、大正十年度の豫算額は歳入二萬一千六百六十七圓、歳出六萬二千六百十三圓なり。而して歳入歳出差引不足額は前記指定寄付金中より支出せり。

如斯大正八年市場建設當時より大正十年度迄は、東京臨時救濟會より受けたる指定寄付金を以て、本市雜部金取扱と爲し市場の諸費に充當したるも、限りある該指定寄付金は、大正十年未既に其大半を支辨し、殘高少額となりたるのみならず、當時社會の情勢は、公設市場を從來の臨時的施設より轉じて永久的施設と爲すの必要痛切なるものあるを認めたるを以て、大正十年六月社會局の主管より商工課の主管に移し、同時に永久的經營方針に更められたれば、之が經營も大正十一年度より市經濟を以てすることとなりたり。

(一) 第一期公設市場費支出額明細表(雜部金支辨)

費目	支		出		計額
	自大正八年八月一日至同九年三月末日	自大正九年四月一日至同十年三月末日	自大正九年四月一日至同十年三月末日	自大正九年四月一日至同十年三月末日	
市場料	二二二,三六二	九七,七五一	二八,一八五	二八,一八五	三一〇,一三三
給員	四,一〇〇,四三〇	二八,一八五,九五〇	二八,一八五,九五〇	二八,一八五,九五〇	三一〇,一三三
雜勞手	四,一〇〇,四三〇	九,〇五〇,五二〇	九,〇五〇,五二〇	九,〇五〇,五二〇	三一〇,一三三
小慰手	六,一〇七,〇四〇	三,七八四,四〇〇	三,七八四,四〇〇	三,七八四,四〇〇	三一〇,一三三
車馬使	六〇九,〇〇〇	三,九八九,八二〇	三,九八九,八二〇	三,九八九,八二〇	三一〇,一三三
臨時手	五五三,九七〇	一,一三九,〇〇〇	一,一三九,〇〇〇	一,一三九,〇〇〇	三一〇,一三三
需用品	一,〇〇九,四九〇	二八,五七三,一二〇	二八,五七三,一二〇	二八,五七三,一二〇	三一〇,一三三
備用品	三,九三四,五八〇	二六,七二九,三九〇	二六,七二九,三九〇	二六,七二九,三九〇	三一〇,一三三
通信電氣	二〇,七五五,〇〇〇	一,八四三,七三〇	一,八四三,七三〇	一,八四三,七三〇	三一〇,一三三
諸賄	二〇,三四三,四二〇	一,八四三,七三〇	一,八四三,七三〇	一,八四三,七三〇	三一〇,一三三
建築費	四一,一五八〇	八,〇四七,五九〇	八,〇四七,五九〇	八,〇四七,五九〇	三一〇,一三三
建設費	一〇,七〇六,九二〇	一八,二二八,八七〇	一八,二二八,八七〇	一八,二二八,八七〇	三一〇,一三三
土地費	一〇,七〇六,九二〇	九,一五〇,六五〇	九,一五〇,六五〇	九,一五〇,六五〇	三一〇,一三三
修繕費	一七〇,六九二,八八〇	八,九八〇,二二〇	八,九八〇,二二〇	八,九八〇,二二〇	三一〇,一三三
備工費	一五七,五二三,〇〇〇	九,九八〇,二二〇	九,九八〇,二二〇	九,九八〇,二二〇	三一〇,一三三
雜給	一二,三三六,三四〇	九八,〇〇〇	九八,〇〇〇	九八,〇〇〇	三一〇,一三三
合計	八三三,五四〇	五,六六五,〇一〇	五,六六五,〇一〇	五,六六五,〇一〇	三一〇,一三三

(二) 大正十年度公設市場收支預算(市經濟)

歲入	歲出	修繕費
一 財產收入	四,四八〇圓	五,六六五,〇一〇
一 市場使用料	一七,一八七	
計	二一,六六七	五,六六五,〇一〇

(イ) 經常部既定豫算額

科目款項	大正十年度豫算額	種別	說明	金額
一、市場費	四八,二七十四	一、報	報	一五,三六〇
二、雜給	二七,七八五	二、慰勞手	慰勞手	三,五八二
		三、特別使	特別使	一,八六二
		四、小車	小車	六,一三二
		五、備用	備用	二二五
		六、舟車馬	舟車馬	六二〇
				六二〇

歲入

歲出總計 六萬二千六百十三圓

(三) 大正十一年度市場收支預算(市經濟)

計	使用料並 手數料	市場使用料	預算額		種	目	預算額		附	說明
			預算額	種			預算額	種別及個數 單位		
			一九、七四六	四	市	市場	一九、七四六	四		
			一九、七四六	四						

科目	款項	追加正	追加預算	年度	種	說明	金額	明
二、需用費			一、三一〇		九、三、七	印刷材料費 物價調查材料費	八一〇 五〇〇	
					六、七	船車馬費	四八六 五〇〇	

(六) 臨時部 追加預算

科目	款項	追加正	追加預算	年度	種	說明	金額	明
一、市場費			六、二四〇					
二、需用費			六、二四〇		四、通	通信費		六、二四〇

(口) 經常部 追加預算

科目	款項	追加正	追加預算	年度	種		說明	金額	明
					種	目			
二、需用費			一〇、五一		一、二、三、四、五、六、七、八	備用品 印刷費 通信費 通費 賄費 被服費 電燈料 水道料			一、〇〇〇 一、二〇〇 七五〇 一五〇 一、二四一 一四〇 六、〇〇〇 一〇〇〇
三、諸費			六、九一一		一、二、三、四	借災地保險 火災保險 污物掃除 雜費			二、八四二 一、一六九 二、〇〇〇 九〇〇
四、修繕費			三、〇〇〇		一、各所	各所修繕費			三、〇〇〇

科目	款項	追加正	追加預算	年度	種	說明	金額	明	
一、市場費			八、〇九六		一、二	報勞手當			五、三二〇 四八〇
一、雜給			六七、八六一						

經常部

市場費		科目	款項	豫算額	種類	豫算額	附	說明	金額
一、給料	五九、七六九 三、三一二	事務員技手給	一、報當	三、三一二	一、報當	一、七二八〇	月俸三人	平均九二圓	
二、雜給	三〇、四八一	二、手當	二、手當	六、四二〇	二、手當	六、四二〇	特別勞手當		二、四〇〇〇〇
		三、小使給	三、小使給	五、九三一	三、小使給	二、二二五	日給一人	平均一、二五	
		四、儲人料	四、儲人料	六、二二五	四、儲人料	五〇〇〇	人夫一人	一、五〇〇	
		五、舟車馬賃	五、舟車馬賃	五〇〇〇	五、舟車馬賃	五〇〇〇			
		一、備品	一、備品	四、〇〇〇	一、備品	四、〇〇〇			
		二、消耗品	二、消耗品	一、五〇〇	二、消耗品	一、五〇〇			
		三、印刷費	三、印刷費	八三二	三、印刷費	八三二			
		四、通信費	四、通信費	一、一八六	四、通信費	一、一八六			
		五、被服費	五、被服費	一三〇	五、被服費	一三〇			
		六、電氣料	六、電氣料	四、一六〇	六、電氣料	四、一六〇			
		七、電氣料	七、電氣料	四、一六〇	七、電氣料	四、一六〇			
三、需要費	一二、三〇八			一二、三〇八					三、一五二

(四) 大正十二年市場費歲出入豫算(市經濟)

市場費		科目	款項	豫算額	種類	豫算額	附	金額
四、諸費	八、六六八	一、宣傳費	一、宣傳費	一、〇〇〇	一、宣傳費	四、六二〇		
五、修繕費	五、〇〇〇	二、物件借受料	二、物件借受料	三、〇四八	三、物件借受料	三、〇四八		

市場費		科目	款項	豫算額	種類	豫算額	附	金額
市場使用料	三三、一六九	市場	市場	三三、一六九	市場	三三、一六九		

市場費		科目	款項	豫算額	種類	豫算額	附	金額
一、給料	五七、一七一 三、二四〇	一、事務員技手	一、事務員技手	三、二四〇	一、事務員技手	三、二四〇	月俸三人	一人平均九〇
		二、報當	二、報當	一八、三六〇	二、報當	一八、三六〇	特別勞手當	
		三、手當	三、手當	六、二四六	三、手當	六、二四六		

歲入

(五) 大正十二年度市場關係歲入出預算(震災善後費)

科目	款項	預算額	種目	預算額	附記
二、雜	給	三一、一六二	三、小使給料	五、三二九	日給一人延 一八〇人
三、需用費		一一、一九一	四、備人料	一八〇	一、一〇二
四、諸費		六、五七八	五、旅費	三九八	一、五〇〇
五、修繕費		五、〇〇〇	六、舟車馬費	六四九	
			一、備品	五〇〇	
			二、消耗品	一、三〇〇	
			三、印刷	三、〇〇〇	
			四、通信費	八〇八	郵便、電信、 電話、 職員宿直延 小使宿直延
			五、賄費	一、一七二	四、三三三 三、二八八 五、二〇八 賄、 七、四
			六、被服費	九一	
			七、電氣料	四、三二〇	
			一、宣傳費	八〇〇	
			二、物件借受料	二、七七八	
			三、雜費	三、〇〇〇	
			一、各所造修	五、〇〇〇	

五四

歲出

科目	款項	預算額	種目	預算額	附記
四、使用料			市場使用料	八、一〇〇	
			精米所使用料	五、〇〇〇	
五、應急施設費		一、五四九、八四七	一、臨時市場費	六二、七六一	
			四、精米所費	四二、〇八六	
					一、假建築 二、諸設備 三、消耗品 四、電燈料 五、雜費 六、經營監督費
					一、假建築 二、諸設備 三、消耗品 四、電燈料 五、雜費 六、經營監督費
					六、電燈料
					五、動力費
					四、備品消耗
					三、人夫賃
					二、諸設備
					一、假建築
					十六五〇坪 六〇圓
					三六、〇〇〇 九、〇〇〇 七五〇 一、八〇〇 三、七〇〇 一一、五一一 一九、二〇〇 一七、〇四〇 一、二一六 一、五〇〇 一、〇八〇 五〇

五五



科目	款項	豫算額	種目	豫算額	附說	單位	金額
歲出臨時部	四、諸費	二一、二二〇	七、電氣料	三、五二三	職員三、五五附		三、三七七
	五、修繕費	一三、〇〇〇	六、被服費	二二七	小使三七人		二五〇〇
			五、修繕費	一、〇〇〇			六、一一〇
	一、宣傳費	一、〇〇〇	二、物件借受料	一、〇〇〇			
	三、雜費	八、〇〇〇	一、各所造修	一二、〇〇〇			

五八

科目	款項	豫算額	種目	豫算額	附說	單位	金額
十七、市場費	一、移轉費	一六五、四一五	一、地上物件移轉並買收費	七六、七二五	木造二階並平家建五ヶ所延六九七坪五		一〇、九五五
			二、改築費	八一、六六九	附帶設備		七、七六四
			三、初度調辨費	四、〇二〇	備用品		九〇〇
			四、雜費	三、〇〇一	電話架設		三、一二〇

(八) 大正十三年度市場關係歲入出豫算(震災善後費)

歲入		豫算		豫算		說明	
科目	款項	豫算額	種目	豫算額	附說	單位	金額
一、使用料	一、精米所使用料	一三、三八〇	一、精米所	一三、三八〇			

歲出		豫算		豫算		說明	
科目	款項	豫算額	種目	豫算額	附說	單位	金額
八、精米所	一、雜給	二、六〇五	一、報當	八四〇	慰勞手當	平均	一三二
			三、備馬賃	一、〇九五	日給二人		
			四、舟車馬賃	七五	人夫延五〇人		
			五、備用品	一二六			
			一、備用品	八〇〇			
			二、消耗品	八〇〇			

五九

歲入

大正十年度市場費及關係經費歲入出豫算(未定稿)

科	目	金額	說明
使用料並手數料	市場使用料	五九、六九〇	小賣市場使用料
	小賣市場	五九、六九〇	
財產ヨリ生スル收入		一、七一〇	

四、諸費	四、一〇〇	六、被服費	五五
五、替繕費	二、〇〇〇	七、電氣料	三六〇
六、物資仕入費	九四二、八二六	一、宣傳費	三〇〇
		二、物件借受料	一、八〇〇
		三、雜費	二、〇〇〇
		一、各所造修	二、〇〇〇
		一、物資仕入費	九四二、八二六

九、物資供給費		二、需用費		三、印	
一、給料	五、一一二	三、諸費	九二〇	四、通信費	一〇〇
二、雜給	一五、四一二	四、管繕費	五〇〇	五、賄費	五〇
三、需用品	三〇、五五〇	一、各所造修	一、〇〇〇、〇〇〇	六、被服費	三二九
		二、雜費		七、電氣料	一三
		一、物件借受料		一、物資仕入費	七〇〇〇
		二、各所造修		二、雜費	七二〇
		一、事務員技手給		三、雜費	二〇〇
		二、履員給		四、賄費	五〇〇
		一、報酬		五、賄費	三二九
		二、手當		六、被服費	一三
		三、旅費		七、電氣料	七〇〇〇
		四、給仕給		一、物資仕入費	九四二、八二六
		五、備人料		二、雜費	二〇〇〇
		六、舟車馬賃		一、各所造修	二〇〇〇
		一、備品		一、物資仕入費	九四二、八二六
		二、消耗品			
		三、印刷費			
		四、賄費			
		五、通信運搬費			



需		雜	
印刷費	備用品費	舟車馬賃	手當
二、二七五	二、四四二	五、一三〇	一四、七三九
消耗品費	費用	旅費	報酬給
三、三四四	一八、六五三	七、一六	四一、二五〇
		小使給料	一〇、八〇〇
		小使給料	九、六四〇
		小使給料	二、二五

歲出

科	目	金額	說明
小賣市場費	給料	一一〇、一九二	
給員	給料	三三、一一二	
技事	手務	一九、八七二	
職員	給	一二、二四〇	
土地物件貸付料	雜種	一、七一〇	精米所
雜收	入	一、七一〇	
不用物賣拂代	代	三、二三七	
不用物賣拂代	代	三、二三七	
不用物賣拂代	代	三、二三七	小賣市場

年 度	歳入豫算額					歳出豫算額				
	通 信 費	贈 料	被 服 費	水 道 及 電 氣 料	宣 傳 費	雜 費	物 品 借 受 料	雜 費	營 繕 費	各 所 造 修
大 正 八 年	一、二八〇	二、一五五	一一七	七、〇四〇	一〇、〇七七	九六〇	八、七二二	三九五	八、八〇〇	八、八〇〇
大 正 九 年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大 正 十 年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大 正 十 一 年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

以上各種經濟の市場關係豫算總額を年度別とし、之を累年比較に表示すれば左の如し。

年 度	歳入豫算額	歳出豫算額
大 正 八 年	一〇四	二一、二、三六三圓
大 正 九 年	—	九七、七五二
大 正 十 年	—	六二、六一三
大 正 十 一 年	—	五九、七六九

大正十二年 一、六二五、五六九  
 大正十三年 一、〇八四、五一六  
 大正十四年(未定稿) 六四、六三七

本表の外、市場の經營監督費の一部として、市役所費支辨に屬するものに人件費、物件費(事務所費、備品及び消耗品費、車馬賃等)若干あり。其の豫算額は前表金額に比し、少額なるのみならず、是等各費目の内譯區分困難なるを以て、茲に之を省略す。

### 第三章 營業

#### 第一節 指定商人

##### (一) 營業組織

市設市場の建物並に設備は、其の建設、維持、管理等總て本市の施設すること勿論なりと雖も、營業行為は之を市の直營とせざるを原則とす。震災以後、大正十三年度迄は震災善後の應急施設として直營販賣を爲したるも、之れ未曾有の天災地變に因る例外的施設に過ぎざりしなり。

市場に於ける營業は、總て指定商人をして指定品目を指定價格にて販賣せしむ。所謂指定商人とは市場使用條例に規定せる市場使用者を指すものなり。該條例設定前は、傳統的に市場使用者を指定商

人と稱したるを以て本書の記述に當りても亦、此の名稱に依ることとせり。

(二) 指定商人の資格

大正八年市場創設當時は、急速に指定商人を希望するもの比較的多からざるの状にありしかば、其の資格條件に付ても別段の規程を設けず、單に一般希望者中より本人の信用程度、資力、營業成績等を調査して詮衡決定せり。

大正十年、市場經營方針の變更以來、指定商人たらしむる者、漸く増加するに至りしかば、其の詮衡に當り、前記項目の調査を一層嚴にし、加ふるに願書に本人の身元證明書、營業證明書等を添附せしめ、以て詮衡の公正ならしむることを期せり。

大正十三年四月、市場使用條例の實施に伴ひ、指定商人の資格條件を二年以上引續き其の營業に従事し、且つ國稅營業稅十圓以上納附者たることに限定し、以て其の範圍を明確に規定せり。是れ市場設置の目的達成上、市場に於ける指定商人の信用程度を高め、加ふるに營業成績を一層向上せしめむとするの必要より、當然の歸結として設けたる規定なり。

(三) 指定商人の業態

由來公設市場の使命とする所は、生産と消費との經營的距離を接近せしめ、新鮮にして良質の日用品を能ふ限りの廉價にて消費者に供給し、同時に一般市價を牽制して物價の平準を圖り、以て消費者

の日常生活を安易ならしめ、間接に産業の堅實なる發達を助長するに在り。故に從來傳統的商取引の機關たる問屋、仲買人、小賣店等、生産者と消費者との間に介在せる幾多の機關を簡約し、市場に於て生産者より直接、消費者に物資を供給せんことを理想とすべきは勿論なるも、是れ明に商業組織の變革にして之が實現は容易の業に非ず。是れ即ち市設市場に於て、今尙指定販賣の制を繼續し、又指定商人の業態が多くは小賣商人たる所以なり。若し夫れ市設市場の沿革を顧み、且つ此の點を考慮せんか、蓋し何人も其の然らざるを得ざることを首肯するに足らん。

然れども時勢の要求は、年と共に生産者對消費者の接近を望むこと切なるものあるを以て、將來市設市場は中央市場の設置、小賣市場の移轉改築、設備の完備等、相俟つて適當なる組織の下に、大量取引を實施し得るに至らんことを期し、漸次有力なる生産者の團體、生産者、若くは問屋業者を以て指定販賣人たらしめんとす。現に此の方針を以て其の歩を進めつゝあり。

指定商人は前章記載の例規を遵守すべきは勿論、苟も市設市場の趣旨に違反するが如き不都合なる行爲ありたる場合、若くは業務を怠り成績不良なる者には警告を加へ、或は努力を促がし、猶改善の見込なき者には指定を取消す等、常に指定商人の素質向上を圖れり。

斯くの如く本市に於て指定商人の監督をなし、向上を促すの外、別に全市場指定商人の聯合會を設け、或は白米指定商人組合、菓子指定商人組合等を設け、指定商人相互自制的に有利なる仕入、其他

營業の改善發達を期しつゝあり。(附録參照)

今大正十三年十二月末日現在、指定商人の業態別人員を記すれば左の如し。

市設市場指定販賣人業態一覽

販賣品目		人員	販賣品目		人員
白米	二九	雜穀及乾物	二一		
野菜及果物	三二	鮮魚、鹽干魚	三七		
牛豚鳥肉	一八	砂糖、菓子	三一		
酒、味噌、醬油	三二	罐詰、漬物、佃煮	一八		
茶	六	薪炭	一五		
荒物	一三	雜貨	一四		
履物、傘、疊表類	七	其他	八		
合計	二八一				

右指定商人を其業態に依り生産者、問屋業者、仲買業者、小賣業者に分類すれば左の如し。

生産者及製造販賣者	二〇
問屋業者	九
卸賣業者	一四
卸賣兼小賣業者	一八
小賣業者	二二〇

合計 二八一

第二節 販賣品

(一) 販賣品目

前節記載の手續きに依り、市場の指定商人を決定すると同時に、其の商人の市場に於ける販賣品目をも指定す。而して指定商人が營業を開始したる後ち、本人より品目の追加を希望する場合には、其市場全體の狀況を考慮して差支なき限りは之を許可せり。又指定商人をして販賣品目を變更せしめ、或は更に品目を追加せしむる必要あるときは、本市商工課より之が販賣を命令し、以て一市場内に成るべく一切の日用品を取揃ふることに力む。

販賣品目は市場創設當初は主として食料品、燃料等に限られたるが、大正十年六月以來、漸次範圍を擴め、現在にては殆ど日常生活必需品全部を網羅せり、其の主要なるものを擧ぐれば左の如し。  
内地白米、精麥、豆類、乾物、砂糖、菓子類、麵麩、茶、味噌、醬油、和洋酒類、清涼飲料、漬物、野菜及果物、鮮魚、牛豚雞肉、鶏卵、鹽乾魚、佃煮、罐詰、薪炭、洋品、雜貨、荒物、金物、陶器履物、傘、漆器、家具、反物、其の他

(二) 仕入方法

販賣品の品質並に價格に付きては、本市に於て嚴に監督するも、其の仕入方法に關しては之を指定商人の自由に任せつゝあり。然れども白米指定商組合、酒類指定商組合、罐詰指定商組合等業態別團體にては共同仕入の必要を感じ、既に數回共同仕入を實行せり。生産者をして直接販賣せしむるの機關、若くは設備不完全の爲め、之れが實現不可能なる現今、せめて指定商人をして産地より共同仕入を爲さしむるは、市場の趣旨を徹底せしむる上に於て、極めて肝要なる事項に屬す、されば從來隨時指導したるが、今度亦一層其の實行を期せんとす。

### (三) 品質吟味

市設市場に於ては、品質優良にして而かも確實なる日用品を販賣し、以て公設市場時代に於ける、「市場の販賣品は廉價なれども品質不良なり」との世評を一掃し、且つ今後一層多數の中産階級の消費者をも顧客とせんが爲め、銳意販賣品目と品質改善とに留意せり。此の點に付ては常に市場監理人をして調査監督せしむるは勿論、毎日商工課より各専門の掛員數名をして實地に出張せしめ、品目の適否、品質の良否を巡視せしめ以て品質吟味に力め、且つ同一の販賣品目に付きては力めて各市場の品質統一を期せり。

又品質吟味の一方法として、屢々品評會を開催す。即ち隨時、品評すべき品目を定め、同時に多數の掛員を分擔にて各市場に出張せしめ、當該商品を販賣する店舗に付き少量の見本を徴し、其の容器

には市場名、販賣者氏名等を記入せず、單に番號のみを付し、之を商工課に蒐集す。審査は斯業に付學識經驗ある者に委嘱し、且つ該品目受持の専門吏員、及び市場指定商人中鑑別力の正確なる者數名立會の上、之を遂行するを例とす。而して審査成績決定後、始めて見本審査番號と其の販賣市場名、販賣者氏名等を照會發表す。

斯くて審査の公正、嚴格を期し、其の結果は印刷又は謄寫し、關係吏員、商人全部へ配布す。以て巡回取締の参考に資し、併せて商人に、品質改善の資料たらしむ。此の方法の下に行ひたる品評會の成績特に不良なる販賣者に對しては、商工課に本人を招致し、其の原因を糺し、且つ戒め、直ちに品質改善を促さしむることとせり。

市場販賣品の品評會開催の回數は、從來白米最も多く、醸造品之に次ぎ、鹽干魚類、牛豚肉類及其の加工品、雜穀、乾物、砂糖、菓子、茶、青物、果物等各種品目に及び、大正十年以來の總回數枚舉に違あらざるなり。

日用品の品評會は獨り市設市場販賣品のみに限らず、時々、市中販賣品に付ても之を行へり。即ち市内十五區に亘り、各區二ヶ所若くは三ヶ所の小賣商店を選びて試買し、之を商工課に蒐集するなり。此の場合には當該商店にて本市が試買することを感じせられざる爲め、市場小使又は店員を買出に使用す。審査方法は前記の例に依り、販賣店の所在並に店名を隠匿し、審査員の選任も亦前例に依る。

市場、市中の二方面より蒐集して爲す品評會は、兩者品質の良否、價格の高低、量目の多寡等を比較研究する上に於て、最も興味ある資料を得られ、時としては暴利取締の材料となることなきにしもあらず。又市場、市中共に品質の改善は勿論、價格牽制となること少からざるなり。

### 第三節 販賣價格

#### (一) 計算方法

市設市場に於て、指定商人が販賣する指定品の價格は、本市が之を指定するものにして各市場共常に一定せるは言を俟たず。而して其の指定價格は不斷、本市商工課に於て爲しつゝある卸相場及市中の物價調査の結果を參酌し、當該販賣品の原價を基礎として計算し、之に公正なる口錢(販賣手数料)を加算し、以て市設市場に於ける販賣價格を決定するを原則として必らずしも市中小賣値の如何に拘泥せず。

今其の一例として、白米指定販賣價格決定方法を記すれば左の如し。

#### (イ) 玄米相場調査

東京市に於て、日々消費する白米の大部分は、深川並に神田川の正米市場にて賣買せらる。是等兩市場にて集散する玄米は、殆ど全国各地の生産米を網羅し、其の取引相場は總て全國米價の標準と

なれることを俟たず。されば市設市場に於ける白米販賣價格決定に當りても、常に兩市場の玄米取引相場を基準とせり。随つて、深川市場に於ける取引相場は、毎日同市場廻米問屋組合發行の東京米報に依りて前日の出來値を知るに努むるのみならず、毎日午後、同組合事務所より電話通報を得て、當日の出來値、其他商況を聞合せ、且つ本市より専門の掛員屢々同市場に出張し、絶へず玄米の商況を調査せり。

#### (ロ) 白米販賣價格算出

從來東京市に於ける白米商は、硬質米に軟質米を調査して消費者の嗜好に適合すべき白米となし、然る後之を販賣するの習慣あり。即ち東京市民の消費せる白米は産地並に、品質等級を異にする各種玄米を調査して精白したる加工品なり。

此の調査精白の習慣は傳統的に既に久しく、消費者亦調査米を好むの風あり。随つて市設市場に於ても此の習慣より免かるゝことを得ず、現に軟質米と硬質米とを調査精白したるものを販賣せり。故に白米指定販賣價格決定に當りては、調査の基礎米たる數種の銘柄等級に付き其の出來値を合計平均し、之に摺減の價格、運賃、口錢を加算することとせり。今大正十四年三月十八日の出來値を根據としての計算の實例を述べれば次の如し。

基礎米名稱等級	出米値段	一石重量	一貫多價格
硬質米 茨城四等平均	四〇、二〇	三八、九八〇	一、〇三一
越後三三平均	三九、二五	三八、〇三〇	一、〇三二
秋田三三平均	四〇、二〇	三九、四〇〇	一、〇二〇
軟質米 村山三三平均	三九、二〇	三七、八一〇	一、〇三七
本石三三平均	三九、五五	三八、一二〇	一、〇三七
以上總平均出米値	三九、六八		一、〇三二
搗減(七分)ノ價額	二、七八		一、〇三
運賃	六〇		〇一六
利益	一、二九		〇三五
合計	四四、三五		一、二八六

右の計算に依り三月十九日に於ける市設市場の内地三等白米の販賣價格は一貫多當り金一圓十九錢(錢位四捨五入)と決定し、之を標準として一、二等米は格上げ四等米は格下げをなす。

白米價格は社會局主管時代には一升建なりしも、商工課に移管の後一斗建に改め、大正十三年七月一日より更に重量取引に改正し、一貫多建とせり。其の詳細は次節に記載すべし。

(二) 市場と市中との値開

指定商人の販賣利得は、市中一般の小賣商人の夫れに比し大なる差異あり。同一の日用品にして市中一般の小賣價格と、市設市場の販賣價格との間には相當大なる値開があるを常とす。今其の一例を生活必需品中最も重要なる白米に就て記すれば次の如し。

大正十四年二月六日試買市内内地三等米審査表

試買價格	試買數量	實際重量	試買場所
四、八〇	一斗	三、七七〇	小石川區大塚仲町
四、七〇	同	三、七九〇	同 區集鴨町
同	同	三、八二〇	同 區鷺籠町
同	同	三、七二五	赤坂區青山北町
同	同	三、六七〇	本郷區田町
同	同	三、八〇〇	四谷區永住町
同	同	三、七八〇	同 區坂町
同	同	三、七〇〇	淺草區千束町
同	同	三、八五〇	日本橋區本石町
四、六五	同	三、七〇〇	深川區門前山本町
四、六〇	同	三、七〇〇	同 區古石場町
同	同	三、七一〇	赤坂區福吉町
同	同	三、七六〇	本所區中ノ郷原庭町
同	同	三、七七五	京橋區船松町
同	同	三、七五〇	麻布區森元町
同	同	三、七七〇	同 區東町
同	同	三、八五〇	牛込區早稻田鶴巻町
同	同	三、七八〇	同 區山吹町
同	同	三、七四〇	淺草區馬道町
同	同	三、七四〇	神田區猿樂町





と勿論なり。而して此の指定販賣價格は之を各市場の事務所に通し、監理人をして各店舗に移牒せしむるを普通の手續とせり。然れども青物、鮮魚等市價の變動頻繁にして、朝夕價格の變動あるが如き販賣品に付きては、特に本市にて販賣價格指定通知の形式を執らず。指定販賣人をして其日の仕入原價を基準とし、任意販賣價格を決定販賣せしむ。但し是等販賣品に關しては、本市専門の掛員をして毎日早朝より市中の主要なる青物市場、並に魚市場に出張せしむること既に記したるが如し。斯くて常時其品の出來値を調査せしめ、且つ毎日午後、各市設市場を巡視せしめて、市中の卸相場と市中に於ける小賣價格を對照し、市設市場賣品の品質良否をも調査せしめ、以て市場販賣價格の不當ならざることを、品質の粗惡に陥らざらんことに努めつゝあり。勿論青物、鮮魚以外の販賣品に付ても、大體に於て此の方法に依り、價格の指定及び品質検査を行へり。他の日用品は青物、鮮魚に比し、價格の變動比較的機敏ならず。或は正米の如き價格の變動機敏なるものあれども、是等は例へば東京米報の如き、信頼するに足る、而かも其日の出來値を知り得る機關あるを以て、毎日一定時刻に専門の掛員を市中の卸市場に派遣調査せしむるの必要を認めず、只不定時刻に出張調査せしむるの差あるのみ。隨て販賣價格を本市に於て指定し、各市場事務所を通じて指定商人に通知し得るの便あるの點に於て差違あるのみなり。

#### 第四節 販賣方法

##### (一) 建 値

市場に於ける各種商品の建値は、概ね市中一般の小賣取引の慣習に基き、容量建、重量建、箇數建等各種品目毎に之を定めたり。只從來の商習慣を打破し、市場獨特の建値に改正したるものに白米、雜穀あり。

白米は多年辨賣の慣習なりしが、其の取扱の巧拙に依り實量に差違を生じ易く、賣買當事者相互に論争を生ずる嫌なしとせず。仍て之を矯正し最も公正なる取引を爲さしめんが爲め、大正十三年七月一日以來一貫匁建に改め之を實施せり。之より先本市は各種銘柄等級の玄米に付、精密なる搗精試験を施行し、反覆精査の結果、白米一貫匁の容量は約二升六合五勺餘、白米一斗の重量は約三貫七百八十匁なる平均數字を確め得たり。白米を一貫匁建値に改めたる當時は、販賣従業員も、購買者も其の勘定を煩雜なりと誤解する者なきにあらざりしが、日を経るに従ひ、兩者共に重量建値に馴致せられ今日にては最も公正なる取引方法として一般に歡迎するに至れり。市設市場に於て白米の目方建値實施の後、市中の白米商中之に做ふ者あり。殊に本郷、小石川方面に於ては、市中白米商組合員擧つて目方建取引を實行するの申合せを爲したりと言ふ。

麥、豆等雜穀數は白米と異り、其の卸賣の取引は重量建即ち百斤建なり。然るに小賣取引は多年樹賣の慣習行はれ、其の矛盾若くは弊害白米に比し更に大なるものありしなり。何となれば雜穀は白米に比較し、より多く粒形大なればなり。

本市は夙に此の點を調査研究したる結果、從來の慣習を改むる必要を認め、大正十二年五月より百斤建と爲し、現に實施中なり。其の成績を見るに購買者は實量に差違なきに安んじ、販賣者は秤量に容易なる點に於て利便を感じつつあるの狀なり。

### (二) 價格表示

各市場に於ては、前記手續に依りて定めたる價格を、店舗の販賣品目毎に標札に記入して明白に表示し、若くは店頭に掲示して顧客に買入希望品の價格を一見直ちに知り得るの便に供せり。價格變更の都度、是等の記載事項を變更するは言ふ迄もなし。元來市設市場の指定商人は、概ね各自宅に於て別に小賣營業に従事せり。されば市設市場に於て販賣せる商品と自宅店舗に於ける商品とは、品質價格共に可成同一なるべきを理想とすべきなり。故に白米指定商人組合の如きは、大正十年十月既に之が實行を申合せ、自宅店舗に於ける白米の品質價格を市場に於けるものと同一にし、且つ價格は明かに表示することせり。

### (三) 受渡

市場に於ける販賣品の受渡に付ては、其の量目の最も正確ならんことを期しつつあり。市中多數の小賣業者中には往々、故意又は過失に依り、量目の不正なること稀なりとせず。市場は此の點に於ても、模範たらんことに努め「量目正確」を標語の一として賣品の受渡に留意せり。

運搬に付ては、少量の物品は購買者自ら之を運ぶを普通とするも白米、薪炭、醬油其他大量の購買者に對し、或は電話、郵便等通信注文に應じたる場合には無料配達を爲しつつあり。

需要者自ら市場に至り日用品の買出を爲すことは、應て小賣物價を低落せしむる一因ともなるべきを以て、市場は大に此の風習を馴致する機關たらしむることを期す。然れども從來の因習たる御用開を待つ風習、未だ一掃に至らず。通信注文、無料配達等の要求に應ずるも亦已むを得ざるなり。

### (四) 勘定

市場に於ける販賣品の取引は、總て現金勘定とし、掛取引を許さざるなり。是れ多年の積弊たる掛取引——通帳販賣の慣習を打破せんが爲めなり。

言ふ迄もなく、掛取引は識らず知らずの間、消費者を濫費に陥らしめ、一面供給者は資金固定に苦しむの結果を生ず。加之供給者は帳簿の整理、日々の注文取、配達等多大の時間と勞力を空費し、剩へ多數の顧客中より往々、賣掛金回収難を生ずる場合なしとせず。随つて是等の勞費を日々の販賣品に轉嫁するにあらざれば、其の營業の收支償はざるに至るべきは理の當然なり。斯る慣習を改めずし

て日用品の物價低落を望むは、恰も木に椽りて魚を求むるに似たりと謂はざるべからず。是れ市設市場に於ては掛賣を禁じ、總て現金賣を爲さしむる所以なり。

## 第四章 成 績

### 第一節 利用 状 況

#### (一) 震災前の 状 況

市場創設當時の利用者は、多くは中産階以下の市民にして、中産以上の階級者は市場の利用を好まざるの状なりき。然れども大正十年、市場の目的——經營方針の變更以來建物設備を改善し、販賣品の範圍を擴大し品質の吟味を一層嚴にする等、銳意市場の内容充實を圖りたる結果、年と共に市場利用者の増加を來せり。一面に於ては印刷物、物價表等の配布、電車ポスター、活動寫眞等に依り市場の實情宣傳に努めたるが、殊に大正十年十二月、農商務省商品陳列館に於て開催したる展覽會、並に大正十一年十一月お茶の水東京博物館に於て開催したる消費經濟展覽會に参加し、二回共會場に市場賣店を設け實物宣傳に努むる所ありたり。又十一年春季開催の平和記念博覽會に市場販賣品を陳列し、宣傳の効果鮮少なからざるものありき。

以上各種の施設に依り、市場の趣旨、實況等逐年市民に諒解せられ、市場利用者數漸次増加に傾き

震災前迄市中の小賣商店一般に不景氣を嘆ずる時に於ても、市場は常に購買者殺到の盛況を呈せり。

#### (二) 震災後の 状 況

既に述べたる如く震災に因り物資極度に缺乏し、物價亂調を呈したる頃、地方の生産者問屋業者等は東京市中の商人と一時取引を停止する者少からざりき。随つて市中の小賣業者は罹災直後の營業に付て名狀すべからざる苦境に陥りたり。

然るに獨り市設市場は、震災前の在庫品を従前の儘の價格にて販賣したるのみならず、震災直後に於て、本市が仕入れて供給したる日用品を盛に販賣することを得たるが故に、市場の商況頓に活氣を呈し一般市民も亦日用品購買市場に負ふ所甚だ大なるものありしなり。

従來日用品購買のため市場に到るを好まざりし人々も、震災直後より市場利用者となり、所謂「食はず嫌ひ」の前非を悔ゆる者少からざるに至れり。斯の如く、市場利用者數の増加より見て震災は正に一新紀元を劃したるものと云ふべく、現今にては中産階級は勿論、上層階級にも及び、漸次利用範圍擴大の傾向あり。而かも此の傾向は、山の手方面、建築設備比較的優れ且つ商品充實せる市場附近に於て殊に然りとす。

#### (三) 利用の 消 長

市場利用者數延人員の統計に依れば創設第一年、即ち大正八年(五ヶ月間)は僅かに四百十二萬六千

餘人なりしが、其の後累年増加せり。

更に市場利用の内容を窺ふに足るべき資料として、各種販賣品中最も重要な生活必需品たる白米の賣上高を累年比較すれば左の如し。

年次	白米賣上高調	總額
大正八年		九〇二、一五九
大正九年		二、〇一二、六三九
大正十年		一、六四六、〇五五
大正十一年		二、二九二、五二九
大正十二年		一、八九四、三七一
大正十三年		一、八一二、七一一

### 第二節 賣上統計

#### (一) 賣上概況

市場創設以來の賣上統計に徴するに品目別にすれば金額の最も主位を占むるは白米にして、青物、及果物、魚類、砂糖等之に次ぐ。

賣上の増減を季節別に見れば十月、十一月、十二月と秋冬の候に向つて漸次増加し、一月二月は減

じ、三月以降五月迄は増加すれども、六月より九月迄は減少するを例とす。

更に賣上成績を市場別に觀察するに、概して震災前より存続する市場は、成績優良なり。就中真砂町、霞町等最も優れ、赤羽橋、飯田橋等之に次ぐものなり。震災後建設したる市場の中三味線堀、緑町の二箇所は其の以前多年努力したる餘澤に因るものか賣上成績良好なり。駕籠町市場は之と趣を異にし新規の建設なれども、建物設備の關係か、商品充實並に商人の努力に因るものか、前記二市場に次で成績を擧げつゝあり。此の他震災後開設したる市場は、何れも位置、建物、設備等不完全にして商況不振の原因を爲すものゝ如し、是等は漸次移轉、改築、廢止等機宜の處置を爲す豫定なり。

#### (二) 統計

市場に於ける賣上統計は、最も正確を期しつゝあり。即ち其の方法は各指定商人をして毎日、營業時間後直ちに其の日の品目別賣上高を其の市場事務所に報告せしむ。各市場監理人は之を取締め、翌朝營業開始後直に商工課に持參す。商工課に於ては専門の掛員四名を置き、各市場より提出したる材料(前日の賣上報告)を集計し、以て市場別、品目別、人別の日表、月表、年表等必要に應じ何時にて之を作製し得る様統計事務に従事せしめつゝあり。

是等統計表は印刷に付し、關係吏員、商人、官公署等に配布し、市場關係諸般の施設計畫の資料と爲すのみならず、又以て指定商人を鞭撻する材料に供することあり。

市場創設以來の賣上高累年比較、並に市目別、市場別統計左の如し。

(イ) 賣上高累年表

年次	賣上高
大正八年	一、七五九、八六三
大正九年	四、一二六、〇一八
大正十年	四、一八〇、〇〇八
大正十一年	五、四二九、七六三
大正十二年	六、〇四五、一〇七
大正十三年	六、二〇〇、四一四

(ロ) 賣上高品目別累年表

品目	賣上高		金額	
	大正八年 自八月 至三月	大正九年	大正十年	大正十一年
玄米	九〇一、一五九	二、〇一三、六三九	一、六四六、〇五五	二、二九二、五二九
白米	三九、〇〇三	五、一〇一、五	九六、〇〇六	八五、〇〇三
餅	六五、九七六	一三三、五〇八	七三、八七五	七五、七三〇
麥	二八、七九八	六五、四三七	七三、四二〇	六九、四三〇
豆	三四、八二〇	一〇一、三〇一	一三九、九七六	一三九、九七六
乾物				

品目	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年
砂糖	二七五、六六一	二四三、七九九	二六〇、〇九〇	二八〇、三七〇	三三六、六九五	三五六、六六六
菓子	六、四六三	六七、五八五	九〇、四三〇	二〇〇、六六六	二七三、四〇五	三三六、七七二
茶	一六、二一八	五七、九五五	四八、三九五	五二、四二八	四九、五〇四	三九、〇八〇
味噌	七六、三二一	一六三、二九九	一〇八、八二八	一〇八、八二八	九〇、一九四	六五、六九〇
醬油	五六、三三三	一五、二〇三	一四六、〇六五	一六八、一七三	一八九、四二八	一四六、七二二
和洋酒類	二六、六九三	四一、三九三	五七、五二八	一六七、四四五	一七九、五七九	一八七、三九一
蔬菜及果實	七、八〇四	七、三〇三	四八四、七八三	五五九、五二八	五九一、二九七	八〇六、九六三
鮮魚	一四、六二八	二七五、七九五	二七四、六二四	二八九、〇二八	一七一、七八〇	二二九、九八三
鳥獸肉		三三、五二六	一七六、〇六五	二〇三、七七七	二〇九、七三九	二六三、〇四六
鹽乾			一、八九五	五八、三四〇	一三三、八二〇	一五二、一三七
魚乾			六五、一四八	八三、一七三	一〇〇、四二八	一三〇、一六二
濟物	四八、一八六	六三、四九九	四四、五二五	五二、四八九	四七、五七四	五七、〇三四
佃資	二八、三二六	四〇、一五二	四四、五二五	五二、四八九	四七、五七四	五七、〇三四
雜貨	一、一四九	一〇、四六八	六、一三四	一六、七三三	六七、一四三	三七、四六三
薪炭	八、四七四	一一、七三八	一四九、〇六〇	一五〇、一七七	三三、六六六	二四、四四四
雜貨			一一、八八三	九二、三六三	二二、八七七	二四、四四四
荒物			三三、七四八	六四、六四九	一三六、一三七	一〇六、三六〇
陶器			一、一三三	三、三三三	二、八四二	三、三九九
下駄傘類			一六、六二七	六三、八五五	六〇、四九二	六〇、四九二
綿布及綿類				五、九二二	六二、六六八	一、七三二
莫産及疊表。床					六五、一六二	九二
洋服。マント類						

其 他	1,011	1,389	4,123	1,666	8,662	6,876
合 計	1,759,863	4,126,018	4,180,008	5,429,763	6,055,107	6,110,414

(ハ) 賣上高市場別累年表

市場名	年開 月日	年廢 月日	賣上金額				
			大正八年 自八月至七月	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年
牛ヶ淵	八、八、一	二、六、三〇	九一、三九二	九七、五六四	九〇、四一四	五三、五八八	一、〇三七、九九
眞砂	八、一		六六、五四一	七九、四五二	七四、九九九	九九〇、五四二	
(舊)三味線堀	八、一		二七六、一五八	三三二、八九六	三三三、〇〇五	六六四、三三二	
(舊)綠	八、三〇		八八、八九七	六八、八五五	六六四、九〇〇	六四六、七九五	
鶴巻	九、一五		一七五、五〇九	二〇三、〇七七	一五〇、八二〇	二五四、八八三	
官村	二、九	一〇、七、三〇	三三、八七三	三九、六八一	四、四九二		
飯田	二、二六		五二、四五四	三八三、九九〇	三三九、三三三	六六六、三二一	
富川	二、二四		三六、九三三	二八八、二九	一八、九二六	二六九、三三三	
龜島	二、一九		二二、四二二	二八六、〇八八	三三三、〇三三	四二〇、四六八	
霞	二、一九		一三三、五二二	三六三、九七三	三九八、九二〇	四九〇、六二九	
(舊)青	三、三〇		一七〇、〇三三	二二、七四八	二〇五、四七〇	三九、一七一	
市ヶ谷	九、一、二六			三〇八、三三三	三九二、七三三	四三〇、四三九	
赤羽	一、二六			二四九、二八九	三四一、六七六	四六二、一四一	

市場名	年開 月日	年廢 月日	大正八年 自八月至七月	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年
大塚	一〇、二、三							一六〇、八二二
坂本	一〇、一〇							一五六、一八三
和泉	一〇、三							一三八、六二九
車坂	一〇、一〇							九九、八四二
蓬萊	九、八							一三七、六九
青籃	九、九							二五、八三四
魚籃	二、六							二六、三三三
新網	九、九							五三、三八三
新宿	二、三							九三、九八六
新平	二、三							五〇、一四二
林平	二、七							一三三、八〇九
若宮	二、三							六五、一三三
南佐	二、九							六、三三三
沙留	二、九							六、八三三
水天	二、三〇							一八、〇九九
深川	二、一〇							九九、三三三
泉天	九、一五							六、六六六
荒木	二、一七							一七五、七八
觀音	二、一七							二七、二二二
築音	二、一七							二、八七三
新築	二、一七							二、四八八
龍泉	二、三							二〇、九三二

備考 (舊) 駕籠町市場以下口比谷公園市場迄九ヶ所ハ大正十二年震災直後臨時ニ設置シタル天幕張市場トス

合計	三味線	三間堀	浅草橋	水谷町	本村町	尾張路	今川小	木税	線	駕籠	(舊) 駕籠	麻布區役所	石切橋	麻布谷	白金臺	善福寺	牛込愛日小學校	余丁町	日比谷公園	直營	移動市場
一、七五九、八六三	三、三三	三、二六	三、二七	一、一七	一、一七	一、一七	五、二五	七、一	一〇、二二	三、三	二、九、八	九、九	九、九	九、九	九、八	九、九	九、九	九、九	九、八	二、二六	九、二七
四、二六、〇一八											三、一、一四	三、二、一五	三、二、三〇	三、二、三〇	三、二、二四	三、二、二五	三、九、二六	三、九、二六	三、一〇、二三	三、二、一八	一三、三、九
四、一八〇、〇〇八																					
五、四九、七六三																					
六、〇四五、一〇七	二、四七	一〇、三九九	二、一〇一								六、二、九四七	一三、四九四	一一、七三三	五、七二四	二、四二八	八、四五四	五、六四二	五、八八四	四、〇五二	五、四、五八〇	八、四、七四六
六、二〇〇、四四四	三、二、七七	三、六、三五	三、二、七二	二、八、八四	九、二、二	三、六、〇三	一、七、八三	七、七、三〇	七、三、〇〇	三、三、〇八	二、四、八	三、四、九〇七	二、四、八								三、七、二六

## 附 録

### (一) 聯 合 會

市設市場指定商人は相互自制し、市場に於ける營業の改善進歩を計り、併せて同業者各自の聯絡を保ち、共存共榮の實を擧げんが爲め、大正十年八月東京市設市場聯合會を設けたり。屢々役員會及び總會を開催して、市設市場に關する改善繁榮の方法を講究し、相互に意見を交換し、且つ具體的に事業を實行したること尠しとせず。今其の主なるものを擧ぐれば、大正十年九月三日 畏くも東宮殿下御外遊より御歸還あらせらるゝに際し、一般市民奉迎の國旗一萬五千組を仕入れ、之を十二ヶ市場に於て同會より市民に供給し、以て國旗小賣値の暴騰を牽制して市民の利便を圖りたり。又同夜奉迎のため、聯合會員及其使用人等約五百名の提灯行列をなしたるを始めとし、其の他市場宣傳の爲め屢々新聞廣告をなし或は印刷物を配付したること少からず。

又聯合會員たる指定商人が其使用人に對し、平素勉勵の慰勞を意味する遠足會、運動會、慰安會等を屢々開催せり。又白米指定商組合と共同にて專任書記一名を置き、共通商品券の發賣、市場月報の發行、歳末賣出其他各種の事業を實施せり。斯の如く着々聯合會存立の目的を達成しつつありて、市場改善發達上に資すること鮮少ならず、市設市場發展上有力なる補助機關たるの觀を呈せり。今其



の規約を記すれば左の如し。

### 東京市設市場聯合會規約 (大正十三年八月五日改正)

- 第一條 本會ハ東京市設市場聯合會ト稱ス
- 第二條 本會ハ東京市設市場指定販賣人ヲ以テ組織ス
- 第三條 本會ノ事務所ヲ當分ノ内眞砂町市場ニ置ク
- 第四條 本會ハ會員ノ親睦ヲ圖リ市設市場ノ發展ニ資スルヲ目的トス
- 第五條 本會ハ其目的ヲ達成スル爲メ左ノ事業ヲ爲ス
  - 一、從業員ノ表彰、慰安、救済
  - 二、市場ノ宣傳
  - 三、其他本會ノ目的ニ適應スル事項
- 第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
  - 一、理事長 一名
  - 二、理事 六名
  - 三、評議員 若干名
- 第七條 本會ニ囑託其ノ他必要ナル職員ヲ置クコトヲ得
- 第八條 評議員ハ一市場七店舗毎ニ一名及ビ其ノ端數毎ニ一名トシ各市場ニ於テ連記無記名投票ニヨリ選出ス 但シ各市場便宜ノ方法ニヨリ選出スルコトヲ得
- 第九條 一人ニシテ二市場以上ノ評議員タルコトヲ得ス
- 第十條 評議員會ハ左ノ事項ヲ議決ス

#### 一、收支決算ノ承認

#### 二、會務ニ關スル重要事項

- 第十一條 理事長及理事ハ評議員中ヨリ互選ニヨリ若クハ適宜ノ方法ニヨリ選出ス
- 第十二條 理事ハ執行機關トシ、理事ハ市場別ニ帳簿ヲ備ヘ付ケ會員ノ進退其ノ他重要事項ヲ記録スルコトヲ要ス
- 第十三條 評議員會ノ議決ヲ經テ名譽顧問及顧問ヲ置クコトヲ得
- 第十四條 理事長ハ會務ヲ整理シ會ヲ代表ス理事長事故アルトキハ理事會ニ於テ臨時理事長ヲ互選ス
- 第十五條 理事長ニ於テ必要ト認ムルトキハ臨時總會、評議員會理事會ヲ召集スルコトヲ得
- 第十六條 評議員五名以上ノ要求アリタルトキハ理事長ハ臨時評議員會ヲ召集スルコトヲ要ス
- 第十七條 役員會ハ毎月適宜開催ス 但シ理事會ハ必要ニ應シ隨時開催ス
- 第十八條 理事中ヨリ會計理事二名ヲ互選ス
  - 會計理事ハ本會ニ關スル收支一切ノ事務ヲ處理ス
  - 會計理事ハ毎月一回收支決算書ヲ作成シ理事會ノ承認ヲ經テ評議員會ニ提出ス
- 第十九條 會計ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム
- 第二十條 役員ノ任期ハ滿一ケ年トス 但シ再選ヲ妨ケス
- 第二十一條 理事及評議員ニ缺員ヲ生シタルトキハ理事長ハ遲滞ナク補缺選出ヲ爲サシムルコトヲ要ス 補缺當選者ハ前任者ノ任期ヲ襲襲ス
- 第二十二條 本會ハ毎年一回總會ヲ開ク
- 第二十三條 理事ハ會員總會ニ於テ其年度ノ收支決算並ニ事業成績ノ報告ヲ爲シ其承認ヲ經ヘシ
- 第二十四條 本會々員ハ會費トシテ一店舗ニ付毎月一回ヲ徴出ス 但シ評議員會ノ議決ヲ經テ會費ノ増減ヲ爲シ若クハ臨時費用ヲ徴收スルコトヲ得

納入済みの會費ハ之ヲ還付セス

會費ハ評議員ニ於テ所屬市場ノ分ヲ取纏メ其ノ月分ヲ毎月十日マテニ會計理事ニ納入スルモノトス

第二十五條 本會ハ市場従業員ニシテ他ノ模範トナルヘキ店員ヲ表彰ス

第二十六條 本會ハ毎年一回若シクハ二回適當ノ方法ニヨリ従業員ノ慰安會ヲ開催ス

本會ハ公休日ヲ利用シ従業員ノ修養並娛樂ニ關スル施設ヲ爲ス

第二十七條 總會及評議員會ノ議長及副議長ハ評議員會ニ於テ互選ス

議長及副議長事故アルトキハ理事長又ハ其ノ代理者ニ於テ假議長ヲ指名ス

議長及副議長ノ任期ハ評議員ノ任期ニ依ル

第二十八條 會議ハ定員ノ過半数ノ出席ニヨリ成立シ出席者ノ過半数ノ同意ニ依リテ決ス可否同數ノトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

但シ同一事項ニシテ再會ニ渡ル時ハ出席者ノ過半数ヲ以テ決ス

第二十九條 本規約ニ規定ナキ事項ニ付テハ民法組合ニ關スル規定ヲ準用ス

第三十條 本規約ノ改廢ハ總會ニ諮リ出席者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ之ヲ決ス

前項ノ總會ヲ開催セムトスルトキハ少クとも其三日前ニ會議事項、會議ノ場所、並日時ヲ明示シ理事長ノ名ヲ以テ各會員ニ周知セシムルコトヲ要ス

附 則

本規約ハ大正十三年八月ヨリ之ヲ施行ス

(二) 其の他の團體

(イ) 白米指定商組合

現今市設市場販賣品中、最も重要なるものは白米にして、之が成績の良否は直に市場の成績に重大なる影響を及ぼすや言を俟たず。茲を以て白米指定商人は大正十年十月組合を設け、爾來自制的に營業の改善を申合せ、之を實行せり。嘗に市場内に於ける營業改善に止らず、自宅店舗に於ても亦市場同様の營業振りの實行に力め品質、價格共に市場と同一にし、且つ各自宅の店舗を時々組合の役員巡視検査を行ふこととせり。既に前記聯合會と共同にて専任書記一名を置き、着々事業の發展に力め、米の共同仕入をなし、或は斤量取引豫備調査等各種事業を遂行せり。

(ロ) 其の他の組合

指定商組合に白米の外、青物果物、配類、罐詰類、砂糖菓子等の組合あり。是等各組合は、各市場に於ける同業者が自發的に申合せ組織したるものなり。組合規約等正文のものなく、概ね隨時申合せて商品の共同仕入を爲し、或は組合員相互の慶吊を共にする等、未だ活動の見るべきものなきも、今後年と共に事業の具體化を見るに至るべし。

大正十四年三月二十五日印刷  
大正十四年三月三十一日發行

(非賣品)

發行兼編輯者 東京市商工課

東京市京橋區新榮町五丁目二番地

印刷者 岩本菊雄

東京市京橋區新榮町五丁目二番地

印刷所 新榮印刷株式會社

524

193

民國二十一年十月十日

(甲)

...

...

...

...

...

524  
193

終